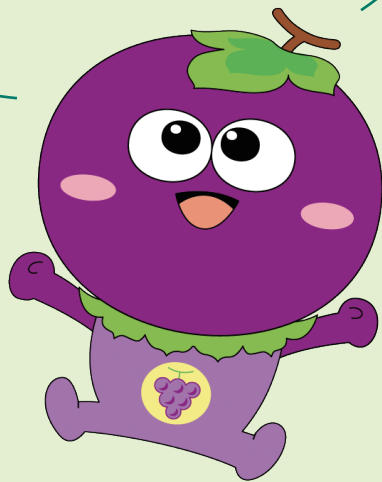


高齢者福祉 ガイドブック

認知症ケアパス



羽曳野市の
ご当地キャラクター
つぶたん

羽曳野市 保健福祉部
高齢福祉介護課

令和8年8月発行

問 い 合 わ せ

◆羽曳野市が実施する高齢者福祉サービスについては

高齢福祉介護課（地域支援担当）	☎ 072-947-3822
高齢福祉介護課（総務・在宅支援担当）	☎ 072-947-3825
障害福祉課	☎ 072-947-3824
陵南の森老人福祉センター	☎ 072-952-2751
保健福祉政策課	☎ 072-947-3831
経済労働課	☎ 072-947-3715
中央図書館	☎ 072-950-5501

【地域包括支援センター】

羽曳野市東圏域地域包括支援センター	☎ 072-958-1188（誉田 3-15-6）
羽曳野市中圏域地域包括支援センター	☎ 072-959-2006（学園前 6-1-1）
羽曳野市西圏域地域包括支援センター	☎ 072-953-1003（檜山 100-1）

【在宅介護支援センター】

在宅介護支援センター河原城苑	☎ 072-938-3999（河原城 927）
在宅介護支援センター羽曳野	☎ 072-958-9951（古市 2271-114）
アンジュ在宅介護支援センター	☎ 072-936-1212（野 371）
在宅介護支援センターあったか村	☎ 072-936-1323（恵我之荘 3-4-27）

◆保健事業の実施については

健康増進課	☎ 072-947-3660
保険年金課（保健事業担当）	☎ 072-947-3605

◆社会福祉協議会の事業については

羽曳野市社会福祉協議会	☎ 072-958-2315（市役所総合福祉センター内）
-------------	------------------------------

◆シルバー人材センターの事業については

羽曳野市シルバー人材センター	☎ 072-936-1500（野々上 4-5-12）
----------------	----------------------------

◆高年生きがいサロンについては

恵我之荘コミュニティセンター	☎ 高年生きがいサロン5号館へ（恵我之荘 5-1-3）
高年生きがいサロン3号館	☎ 072-959-0220（古市 1541-1）
高年生きがいサロン5号館	☎ 072-931-6010（野 640-1）
高年生きがいサロン6号館	☎ 072-959-0580（羽曳が丘 3-1-13）

1. 高齢者の総合的な相談窓口	
(1) 地域包括支援センター	1
(2) 消費者ホットライン 188 (いやや)	3
(3) 羽曳野市消費生活センター	3
2. 災害のときや緊急事態への備えとして	
(4) 避難行動要支援者支援制度	4
(5) 救急医療情報キット	5
3. 在宅生活を支援するために	
(6) 緊急通報システム	6
(7) 在宅高齢者移送サービス事業	7
(8) 福祉理美容助成事業	8
(9) 自動通話録音装置貸与事業	9
(10) 自立支援短期宿泊事業	9
4. 介護をしている家族の方のために	
(11) 在宅高齢者おむつ給付事業	10
(12) はびナビ 医療・介護・地域資源情報	11
(13) マイ・ノート(羽曳野市版エンディングノート)	11
5. 介護予防と生きがい支援のために	
(14) いきいき百歳体操	12
(15) きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業	13
(16) L I C ウェルネスゾーン	14
(17) GoGo ウェルネス	15
(18) 市が実施する介護予防事業	16
(19) きらきら貯筋教室(高年生きがいサロン介護予防事業)	17
(20) まちの保健室(高年生きがいサロン)	18
(21) 生きがいと健康づくり	19
(22) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)	19
(23) 高齢者補聴器購入費助成事業	20
(24) 羽曳野市短期集中予防サービス(通所 C・訪問 C)	21
6. いきいきとした日々が送れるように	
(25) 高齢者の健康づくり(健診など)	22
(26) 老人クラブ	28
(27) シルバー人材センター	28
(28) 敬老会	29
(29) 市立図書館のサービス	30

7. 高齢者の権利擁護のために

(30) 介護サービス相談員派遣事業	31
(31) 成年後見制度利用支援事業	32

8. 社会福祉協議会が実施するサービス

(32) 小地域ネットワーク いきいきサロン	33
(33) 高齢者見守りサポート事業	34
(34) 車いすの貸し出し	34
(35) 日常生活自立支援事業	35
(36) 羽曳野市介護者家族の会	36

9. 地域のボランティア団体等が実施するサービス

(37) 地域リハビリテーション活動「ゆうゆうクラブ」	37
(38) 高齢者いきいきサロン（ほのぼのクラブ）	38
(39) 在宅援助活動	39
(40) 介護用品の手作り	39
(41) 家事援助サービス	40
(42) 街かどデイハウス	41
(43) 喫茶・サロン	42

10. 認知症ケアパスについて（P.44）

- 認知症ケアパスとは
- パンフレットのご案内

11. 認知症について（P.45～48）

- 認知症とは
- 認知症の三大疾患と症状
- 軽度認知障害（MCI）とは
- 認知症チェックシート
- 早期受診・早期発見の重要性
- 受診の準備
- 認知症の人と接するときのポイント

1 2. 認知症についての相談機関（P.49～50）

- 大阪府認知症疾患医療センター
- 在宅介護支援センター
- 認知症地域支援推進員（オレンジシップはびきの）を配置している施設
- グループホーム
- コールセンター

1 3. 認知症高齢者支援のネットワーク

（44）認知症高齢者見守りネットワーク事業	51
（45）羽曳野市見守りネットワークシール	52
（46）羽曳野市みまもりあいステッカー利用支援事業	53
（47）認知症サポーター養成事業	54
（48）羽曳野市チームオレンジ事業	55
（49）認知症初期集中支援チーム	56
（50）認知症知っとこ～座	56
（51）認知症地域支援推進員（オレンジシップはびきの）	57
（52）オレンジカフェ（認知症カフェ）	59

1 4. 介護サービスや高齢者向けの住まいについて（P.61～62）

- 在宅で利用できるサービス
- 施設に行って利用できるサービス
- 通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用できるサービス
- 施設サービス等を利用したい
- 認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい
- 高齢者向けの住まいを探したい

羽曳野市認知症ケアパス一覧表	63
----------------	----

当ガイドブックに掲載しております各事業につきましては、
令和8年6月時点の情報のため掲載内容に変更が生じている場合があります。
各事業の実施状況等詳細については各事業の問合せ先にご確認をお願いします。



(1) 地域包括支援センター

住所別の圏域はこちら⇒



地域包括支援センターは、高齢者のための総合的な支援センターです。

ご家族・ご本人の介護や健康に関すること、困りごとなどがありましたらお気軽にご相談ください。

専門職員（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員）が対応します。

■市内の地域包括支援センターと圏域(受付時間:9:00～17:30)

名称	担当の圏域(小学校区)	住所	電話番号
東圏域地域包括支援センター	古市・古市南・駒ヶ谷・白鳥・西浦・西浦東	誉田 3-15-6	072-958-1188
中圏域地域包括支援センター	羽曳が丘・埴生南・はびきの埴生学園	学園前 6-1-1	072-959-2006
西圏域地域包括支援センター	高鷲・高鷲北・高鷲南・恵我之荘・丹比	檜山 100-1	072-953-1003

■地域で暮らしていくさまざまな相談にのります。(総合相談支援業務)

地域包括支援センターでは介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなどさまざまな相談にのります。相談の内容に応じて適切なサービスや機関、制度への利用につなげます。

また、身近な地域でも相談を受けていただけるよう、在宅介護支援センターでも相談窓口を開設していますのでご利用ください。

○在宅介護支援センター(市内4か所)

在宅介護支援センターは、高齢者の方やそのご家族、地域住民のみなさんからの高齢者に関する福祉や介護の相談に応じるとともに、市役所や福祉施設、民生委員など関係機関との連絡調整を行っています。①地域の相談窓口として活動、②高齢者向けの各種サービスや制度の紹介、申請手続きの代行、③地域に出向いての出張相談の実施などを行います。市役所から委託を受けて活動しており、相談は無料です。

例えば・・・

- ◆ 介護予防に取り組みたいがどうしたらよいかわからない
- ◆ 介護保険について教えてほしい、要介護(要支援)認定を受けたい
- ◆ もの忘れが心配
- ◆ 足腰が弱ってきたのでリハビリを受けたい、入浴や食事等のサービスを受けたい
- ◆ お風呂のいす(シャワーチェア)が欲しい、自宅に手すり等を取り付けたい
- ◆ 近所で気になる高齢者がいる
- ◆ 施設を探したい

[問い合わせ先]

12.認知症についての相談機関(p.49)に掲載しています。

■みなさんの権利を守ります。（権利擁護業務）

○高齢者虐待の防止

地域包括支援センターは、高齢者虐待の相談窓口として対応していますので虐待疑いのある事例を把握した場合はご相談ください。関係機関と連携し、支援体制をつくれます。

○成年後見制度利用支援

認知症や精神疾患などで金銭管理や契約に支障がある場合、成年後見制度の利用が可能です。

地域包括支援センターでは、成年後見制度の説明や親族による申し立てに関する相談・紹介を行っています。

※成年後見制度とは、家庭裁判所の選任する後見人等が、不動産や預貯金などの財産管理、介護保険サービスや賃貸住宅、高額な商品売買契約に関する代理権・取消権を行使し、また安全に生活できるように配慮する身上監護により、高齢者の財産と生命を守る制度です。

○消費者相談

悪質な詐欺商法や消費者金融・住宅リフォームなどの被害が増えています。

まずは地域包括支援センターに相談していただき、状況をよく伺ったうえで、警察や消費生活センターなどの関係機関と連携して対応します。

■自立して生活できるように支援します。（介護予防支援業務）

高齢になっても、トレーニングや訓練を適切に行うことで、心身の機能を向上させることができます。

元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。心身の機能向上を目指すためのサービスや地域活動などをご紹介します。

■さまざまな機関とネットワークを作り、みなさんを支援します。

○認知症高齢者支援のためのネットワークづくり

認知症高齢者支援や高齢者虐待防止のための関係機関によるネットワークづくりをすすめています。

また、医療と介護のサービスが切れ目なく、スムーズに受けられるよう、医療と介護の連携をすすめています。

○地域での支え合いのネットワークづくり「ふれあいネット雅び」

地域の高齢者など困りごとを抱えた方を地域で見守り、必要な支援に適切かつ迅速に結びつけるためのネットワークです。区長や民生委員などで組織する校区福祉委員会を母体として、そこに地域包括支援センター、社会福祉協議会や在宅介護支援センターをはじめとする地域の専門機関、行政の担当部署などが参加して「ふれあいネット雅び」の取り組みをすすめています。

○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢になっても地域でいきいきと暮らせる地域づくりのために、地域で支え合う仕組みづくりや活動をサポートします。悩みや困りごとを抱える高齢者及びその支援者の方や「地域を良くしたい」「地域の役に立ちたい」という市民、ボランティア、企業、地域福祉に興味のある方の相談に応じます。相談先は高齢福祉介護課、各圏域地域包括支援センターや在宅介護支援センターです。

※ 詳しくは、22. 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（p.19）に掲載しています。

(2) 消費者ホットライン 188 (いやや)

消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口を御案内いたします。平成27年7月より、3桁の電話番号「188(いやや)」になりました。羽曳野市消費生活センターが開所していない場合は、大阪府消費生活センターや国民生活センターで相談を受け付けるなどの対応をしています。

(3) 羽曳野市消費生活センター

消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。

☆相談は予約されている方を優先して対応します。

☆すぐに相談対応ができない場合がありますので、まずは電話でお問い合わせください。

〔相談日時〕

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

10:00～12:00 13:00～16:00 (最終受付は15:30まで)

〔相談方法〕

原則、電話による相談

※相談内容によっては面談となる場合があります。まずは電話にてお問い合わせください。

〔相談場所〕

市役所(本館)2階 消費生活相談室

※まずは電話でお問い合わせください。事前連絡なく来られた場合、対応できないことがあります。

※受付を行うため、まずは市役所(本館)2階「経済労働課」にお越しください。

〔相談料〕

無料

〔問い合わせ〕

経済労働課

☎ 072-947-3715(直通)



(4) 避難行動要支援者支援制度

〔内容〕

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)について、地域の校区福祉委員会や町会・自治会、民生委員・児童委員、ご近所の方(避難支援等関係者)などに、平常時からその方の状況について把握しておいてもらい、日頃の声かけや見守り活動を通して地域で顔の見える関係をつくっていくことで、災害時に円滑で迅速な避難支援を行える体制づくりを目指すものです。

※災害時の避難支援を必ずしも保証するものではありません。

〔対象となる方〕

以下、①～⑥のいずれかに該当される方

- ① 要介護認定3以上の認定を受けた方
- ② 身体障害者手帳1級・2級を所持する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ④ 療育手帳Aを所持する方
- ⑤ 自力で避難所まで移動することが困難、又は、避難所の場所を理解することが困難な方で、避難支援等関係者が避難支援が必要である旨の申出をされた方
- ⑥ 65歳以上の単身者、又は75歳以上の高齢世帯 など

※入院・入所している方は除きます。

〔避難行動要支援者台帳〕

自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)のうち、地域の校区福祉委員会や町会・自治会、民生委員・児童委員等の支援をしてくれる方(避難支援等関係者)に、自分の個人情報を提供することについて同意をいただいた方をリストにしたものです。

この台帳は羽曳野市が作成して地域の避難支援等関係者に情報を提供し、日頃の声かけや見守り、いざというときの避難のために活用していただいています。

〔個別避難計画〕

災害時、避難行動要支援者がどのような避難行動をとればよいのか、また、避難を支援する方がどのような避難支援等を実施すればよいのかについてあらかじめ本人や家族などと確認し、一人ひとりの状況に合わせて作成する避難行動計画です。羽曳野市では避難行動要支援者台帳への登録申請と併せて『個別避難計画』を作成することとしています。

〔利用料〕

なし

〔問い合わせ〕

保健福祉政策課

☎ 072-947-3831(直通)

羽曳野市社会福祉協議会

☎ 072-958-2315 FAX 072-958-3853

(5) 救急医療情報キット

〔内容〕

ひとり暮らし高齢者の方などが自宅で救急車を呼び、医療行為を受ける際、必要となる「かかりつけ病院」「持病」「服薬」などの医療情報を専用の保管容器に入れ、冷蔵庫に保管し、万が一の緊急事態に備えるためのものです。

災害時の避難に支援が必要な方は、前ページに掲載の『避難行動要支援者支援制度』への登録もお勧めします。この場合、消防署にも登録情報をお知らせし、災害時・急病等の際に役立てます。

(※救急医療情報キットのみ希望の方は消防署に情報提供しません。)

〔対象となる方〕

羽曳野市内に在住し、下記のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 75歳以上の者のみの世帯に属する方
- ③ 障害又は慢性的な疾患等により、長期にわたり日常生活を営むうえで常時注意を要する方
- ④ 避難行動要支援者台帳に登録されている方
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、救急医療情報キットの目的を達成するために、市長が必要と認める方

〔利用料〕

なし

〔問い合わせ〕

保健福祉政策課

☎ 072-947-3831(直通)

羽曳野市社会福祉協議会

☎ 072-958-2315 FAX 072-958-3853



救急医療情報キット
ステッカー



救急医療情報キット

(6) 緊急通報システム

〔内容〕

日常生活に不安のある高齢者の方に緊急通報装置を貸し出します。

緊急時に装置本体の「緊急(非常)ボタン」又はペンダント型の発信機のボタンを押せば相談センターに連絡が届き、24時間、看護師や保健師が対応します。

センターから装置本体のスピーカーを通して状況確認を行い、返答がない場合などは、近隣の支援者やご家族に連絡をとって様子の確認を依頼し、必要なときには市内待機所から出動員を派遣し、救急車を要請します。

また、装置本体の「相談ボタン」を押せば健康相談などができます。(通話料無料)

事業は専門業者に委託して実施しています。(大阪ガスセキュリティサービス(株))

※ 現在お使いの固定電話機に緊急通報装置をつなげます。電話回線の種類によっては、緊急通報装置を設置できないことや、相談センター(羽曳野市委託業者)へつながりにくい等の事象が発生する場合があります。

〔対象となる方〕

65歳以上の羽曳野市民で在宅生活されていて、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯、又は家族と同居しているが就労等のため昼間ひとりになる方。

ただし、高齢者を入居対象とした施設(ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)に入居の方、介護保険施設に入所している方は対象外です。

〔基本利用料〕

ひとり暮らし・高齢者世帯の方 …… 月額 500円
 昼間ひとりになる方 …………… 月額 1,430円
 生活保護世帯の方 …………… 負担なし

〔鍵預りサービス利用料〕 ※希望者のみ

月額 110円
 月額 220円
 負担なし

基本利用料と別に費用がかかります。

※ 利用料の支払いは、ご利用者と羽曳野市委託業者との契約により、半年ごとの口座引落としとなります。

※ お預かりしたご利用者宅の鍵については、委託業者で保管・運用します。

〔手続き〕

高齢福祉介護課へ申請書、利用登録カードを提出。市の審査を経て決定します。決定後、3週間程度で上記羽曳野市委託業者が緊急通報装置の設置工事を行います。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課 (総務・在宅支援担当) ☎ 072-947-3825

通報先は大阪ガスセキュリティサービス(株)ナースコールセンターです
 (24時間、看護師や保健師が対応します)



装置本体「富士通 ホームナースコール」



ペンダント型ワイヤレス通報装置

(7) 在宅高齢者移送サービス事業

〔内容〕

リフト付き福祉タクシーを利用して通院等を行う場合の運賃の一部を助成するため、1ヶ月につきリフト付き福祉タクシー利用券を2枚交付します(1枚あたりリフト付き福祉タクシーを30分間利用したときにかかる時間制運賃相当額を助成)。

市と契約している(介護タクシー)事業者でのみ利用できます。

〔対象となる方〕

65歳以上の羽曳野市民で在宅生活されていて、寝たきり等のため一般の交通機関での移動が困難な要介護4もしくは要介護5の方。

ただし、以下に当てはまる方は「対象外」です。

- 高齢者を入居対象とした施設(※)に入居中
- (※) ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等
- 介護保険施設等に入所中
- 入院中
- ショートステイを月の半数以上(2月:15泊以上、その他の月:16泊以上)利用している

〔手続き〕

高齢福祉介護課へ申請書を提出してください。

申請方法:窓口への提出または郵送

担当ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

市の審査を経て結果を通知し、決定者には利用券を送付します。

利用券の交付について:1日～20日(土日祝の場合はその前日)までの申請は当月分から交付します。

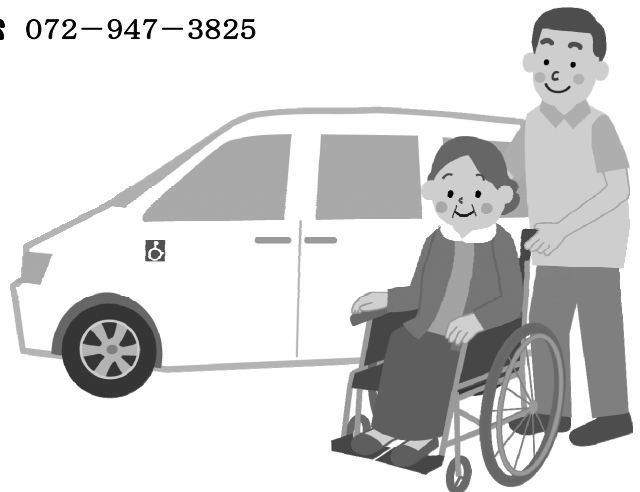
21日～月末までの申請はその翌月分からの交付となります。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課 (総務・在宅支援担当) ☎ 072-947-3825



市HPでも掲載しています。
(申請書のダウンロードやオンラインでの請求はこちら↑)



(8) 福祉理美容助成事業

〔内容〕

寝たきり等で理美容院へ出向くことができない方のお宅を理美容師が訪問して、自宅で調髪をします。
調髪料金(事業者によって料金は異なります)の一部を市が助成します。(年に最大3回まで)
訪問する理美容師については、市と契約している事業者となります。

〔対象となる方〕

65歳以上の羽曳野市民で在宅生活されていて、自力で理美容院に行く事が困難な要介護3～5の方。

ただし、以下に当てはまる方は「対象外」です。

○高齢者を入居対象とした施設(※)に入居中

(※) ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等

○介護保険施設等に入所中

○入院中

○ショートステイを月の半数以上(2月:15泊以上、その他の月:16泊以上)利用している

〔助成額〕

1回あたり 2,050円

〔手続き〕

高齢福祉介護課へ申請書を提出してください。

申請方法:窓口への提出または郵送

担当ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

市の審査を経て結果を通知し、決定者には利用券を送付します。

決定する時期により、交付する利用券の枚数が変わります。

4～7月:3枚、8～11月:2枚、12～3月:1枚

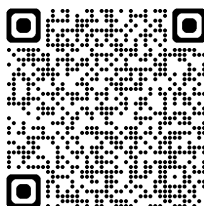
利用券の交付について:1日～20日(土日祝の場合はその前日)までの申請は当月分から交付します。

21日～月末までの申請はその翌月からの交付となります。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課(総務・在宅支援担当) ☎ 072-947-3825

市HPでも掲載しています。
(申請書のダウンロードやオンラインでの請求はこちら→)



(9) 自動通話録音装置貸与事業

〔内容〕

振り込め詐欺などの電話を使った特殊詐欺を未然に防ぐことができるよう、会話内容が自動で録音される装置を無償で貸し出します。

〔対象となる方〕

65歳以上の羽曳野市民で在宅生活をされていて、ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯の方
ただし、以下に当てはまる方は「対象外」です。

- 高齢者を入居対象とした施設（※）に入居中
- （※）ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等
- 介護保険施設等に入所中
- 入院中
- 65歳未満の方と同居している

〔手続き〕

高齢福祉介護課へ申請書を提出してください。

申請方法：窓口への提出または郵送

市の審査を経て結果を通知しますので、決定の場合は通知を持って市役所まで装置を取りに来てください。代理の方による受け取りも可能です。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（総務・在宅支援担当） ☎ 072-947-3825

(10) 自立支援短期宿泊事業

〔内容〕

当該高齢者及び家族介護者の福祉の向上を図るために、体調の回復などを目的として養護老人ホームに短期間（1年度に28日まで）入所する事業です。

〔対象となる方〕

65歳以上で、要介護認定で非該当（自立）と判定された方など

〔利用料〕

利用料 1日 380円（生活保護世帯は利用料負担はありません）

食費 1日 1,400円（変更する場合があります）

〔手続き〕

高齢福祉介護課へご相談ください。申請、市の審査を経て決定後、ご本人宛に結果通知を送付します。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（総務・在宅支援担当） ☎ 072-947-3825

(11) 在宅高齢者おむつ給付事業

〔内容〕

在宅でおむつを使用している高齢者に、1ヶ月につき5,000円分のおむつ給付券を交付します。
給付券の指定取扱店で、おむつ用品(紙おむつ、おむつかバー、尿とりパッド、失禁パンツ)を購入できます。
(※こども用おむつ、おしりふき、手袋、防水シーツは購入できません。)

〔対象となる方〕

以下の①～③全てに該当する方

①65歳以上の羽曳野市民で、在宅生活をしている。

②本人が市町村民税非課税であり、同一世帯員が市町村民税所得割非課税世帯である。

③要介護認定で要介護1～5の認定を受けている。

*要介護3以下の方は、認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目で「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」に該当する方等。

ただし、以下に当てはまる方は「対象外」です。

○高齢者を入居対象とした施設(※)に入居中

(※) ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等

○介護保険施設等に入所中

○入院中

○ショートステイを月の半数以上(2月:15泊以上、その他の月:16泊以上)利用している

○生活保護受給世帯

〔手続き〕

高齢福祉介護課へ申請書と同意書(本人及び同一世帯員の署名が必要)を併せて提出してください。

申請方法:窓口への提出または郵送

担当ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

市の審査を経て結果を通知し、決定者には給付券を送付します。

利用券の交付について:1日～20日(土日祝の場合はその前日)までの申請は当月分から交付します。

21日～月末までの申請はその翌月からの交付となります。

毎年6月頃に課税状況等の確認など、継続利用にかかる審査を行います。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課 (総務・在宅支援担当) ☎ 072-947-3825

市HPでも掲載しています。
(申請書のダウンロードやオンラインでの請求はこちら→)



(12) はびナビ 医療・介護・地域資源情報

〔内容〕

ご自宅の近くにある医療機関、介護事業所、活動の場等の地域資源を地図から検索していただくことが可能です。

〔利用方法〕

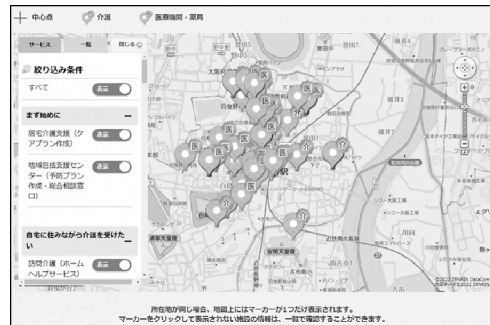
市ホームページ → はびナビ で検索

または、二次元コードからアクセスしてください↓

トップ画面



地図から検索が可能です



〔閲覧できる内容〕

○医療機関

病院、診療所、歯科、薬局の所在地・連絡先・診療科目・受付時間・休診日など

○介護事業所

訪問・通所・施設などの各サービス事業所の住所・連絡先・サービス内容など

○地域資源

通いの場・講座・生活支援サービスなど

○その他

高齢者向け住宅やケアハウスなど

(13) マイ・ノート（羽曳野市版エンディングノート）

〔内容〕

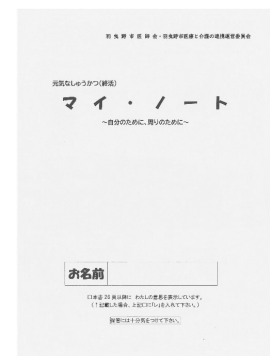
今までの学歴や趣味、親しい人のこと、将来やりたいことや行きたいところについて考え、まとめたことはありますか？また、いざという時の心づもりについて備えをしていますか？自分の考えを伝えられなくなった場合に備えて、前もって受ける医療に対する希望を家族や医師に伝えておくこと（人生会議）は重要です。これらについてまとめることができる「元気な しゅうかつ（終活）マイ・ノート」を希望者に配布しています。

〔利用方法〕

羽曳野市内の公共施設や高齢福祉介護課窓口、各圏域地域包括支援センター窓口に冊子をおいていますので、ご希望の方は窓口でお渡しします。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（地域支援担当） ☎ 072-947-3822



(14) いきいき百歳体操

〔内容〕

いきいき百歳体操は、高齢による虚弱を予防する介護予防の体操です。平成14年に高知市で誕生し、全国で取り組みが行われています。

体操は、負荷が調整できるおもりを手首や足首につけて、DVDを使って行います。体操の時間は約30分です。半年以上の取り組みで約45分のスペシャル版の貸し出しも可能です。

週1回もしくは2回続けることで体力が付き元気になるので、続けることが大切です。

体操を続けている方からは、歩行がスムーズになった、階段の上り下りが楽にできるようになったなどの声が挙がっています。また、お口の健康を維持・増進させるため、「つぶたん健口体操」も実施しています。

〔対象者〕

おおむね65歳以上のグループ（5名以上）



いきいき百歳体操マップ



つぶたん健口体操

〔いきいき百歳体操に取り組むには？〕

①会場を準備してください。

②DVDを流せる設備が必要です。

※設備(DVD プレーヤー、テレビ、プロジェクター等)については補助金(上限あり)を利用できる可能性がありますので、まずは下記問い合わせ先までご相談ください。

③週1回～2回体操を継続するグループにはおもりとDVDを貸し出します。

④最初の4回は体操の指導に伺います。

〔通いたい方〕

市ウェブサイトをご覧になるかお近くの会場を紹介しますので、高齢福祉介護課までご連絡ください。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（地域支援担当） ☎ 072-947-3822



(15) きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業

〔内容〕

市指定の介護施設などにおいて、介護支援サポーターとしてのボランティア活動等に対してポイント付与し、貯まったポイントを交換できる「介護支援ボランティアポイント制度」です。

地域でお住まいの高齢者の方がボランティア活動を通して、より元気にいきいきと生活することを目的としています。制度利用にあたっては、最初に「きらプロはじめて講座」を受講していただく必要があります。

〔対象者となる方〕

65歳以上の市内在住で住民登録がある方で、介護支援サポーター活動を希望される方

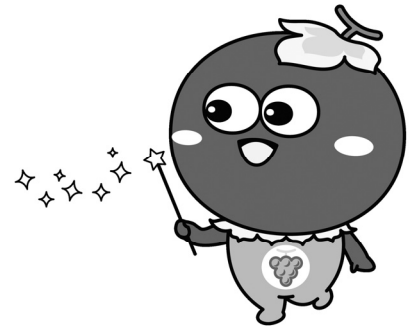
(※)活動中の様々なケガや賠償責任に対応するため、必ずボランティア保険に加入してください。

〔対象となるサポーター活動〕

市が指定した市内の受入機関等におけるサポーター活動

【例】

- ・レクリエーション等の参加支援又は補助
- ・お茶出し、配膳、下膳等の支援又は補助
- ・入所者の話し相手
- ・受入機関等が主催する行事や事業の補助(会場設営、調理支援等)
- ・草取り、洗濯物の整理等の軽微かつ補助的な活動



〔ポイント付与等について〕

ポイント付与

- ・概ね1時間のサポーター活動につき1ポイント(※1日2ポイントを上限とします。)
- ・付与期間は1年度とします。(4月1日～翌年3月31日)

ポイントの換金

- ・1ポイント＝100円
- ・換金申出は、翌年度4月です。(※介護保険料に未納、滞納がないことが条件となります。)
- ・換金できるポイントは年間50ポイントを上限とします。

※この事業は、羽曳野市が羽曳野市社会福祉協議会へ委託し実施しています。

〔問い合わせ〕

- サポーター登録、「きらプロはじめて講座」等について

羽曳野市社会福祉協議会

☎ 072-958-2315

FAX:072-958-3853

- 事業について

高齢福祉介護課（地域支援担当）

☎ 072-947-3822

(16) LICウェルネスゾーン

〔内容〕

LICウェルネスゾーンは、「健康づくり・介護予防拠点」として、高齢者の介護予防のために、運動機器を利用した3ヶ月1クールの教室型運動プログラムを展開しています。

ミズノオリジナルの介護予防プログラムをはじめ、多様なプログラムを専門スタッフの指導のもと実施し、市民が身近な場所で気軽に運動に取り組むきっかけとなる場所を提供します。

〔実施場所〕

LIC はびきの1階(テナントゾーンの一部)

〔開設時間〕

9:00～17:00 平日のみ（土日祝日は休み）

〔対象となる方〕

65歳以上の市民の方

ただし、医師から運動制限を受けている方及びご自身で来所できない方はご利用いただけません。

〔手続き〕

事前に申込みが必要です。

3ヶ月ごとに受講生の募集を行います。

募集の案内は、広報(5月号・8月号・11月号・2月号)や市ウェブサイトに掲載します。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課(地域支援担当) ☎ 072-947-3822

LICウェルネスゾーン ☎ 072-958-0711



(17) GoGoウェルネス

〔内容〕

運動機器を使用した筋力トレーニングと有酸素運動(座位や立位のステップ)を交互に繰り返すサーキットトレーニングや自重の筋力トレーニングを行います。住民が主体となり、自主運営で介護予防に取り組みます。

専門職による、体力測定や自主グループ運営の中核的な役割を担っていただく、サポーターの養成等活動支援を行います。

〔運動の種類〕

運動強度の高い順に、以下の3種類の運動を展開しています。

- (1) 有酸素運動(ステップ)＋無酸素運動(油圧式マシン)を交互に、DVDに合わせて行う。※移動あり
- (2) 有酸素運動(ステップ)＋無酸素運動(筋トレ)を交互に、椅子に座り、DVDに合わせて行う。※移動なし
- (3) 自重を使った筋力トレーニングを中心に行う。

〔実施場所〕

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ○ 恵我之荘コミュニティセンター (恵我之荘 5-1-3 | ☎ 高年生きがいサロン5号館へ) |
| ○ 高年生きがいサロン3号館 (古市 1541-1 | ☎ 072-959-0220) |
| ○ 高年生きがいサロン5号館 (野 640-1 | ☎ 072-931-6010) |
| ○ 高年生きがいサロン6号館 (羽曳が丘 3-1-13 | ☎ 072-959-0580) |

〔開設時間〕

9:00～17:00 平日のみ(土日祝日は休み)

〔対象となる方〕

原則65歳以上の市民の方

※ただし、医師から運動制限を受けている方及びご自身で来所できない方はご利用いただけません。

〔通いたい方〕

活動曜日や時間などは各サロンにより異なりますので、参加したい方は直接各サロンにご連絡ください。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課(地域支援担当) ☎ 072-947-3822



(18) 市が実施する介護予防事業

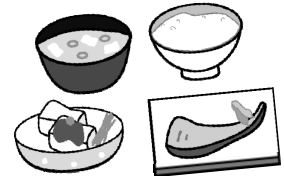
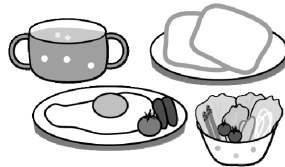
(I) 笑顔で長生きいただきます講座

[内容]

日々の食事が健康をつくる—そんな当たり前を、もっと深く楽しく学んでみませんか？管理栄養士が、食事の大切さや高齢期の栄養バランスについてわかりやすく解説し、バランスの取れた食事や栄養の基礎、日常生活での実践方法などを具体的な食事例を示しながらお話します。

[対象となる方]

おおむね65歳以上の市民



[会場]

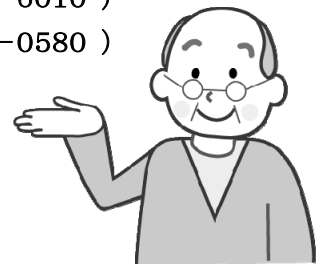
- | | | |
|------------------|---------------|-------------------|
| ○ 恵我之荘コミュニティセンター | (恵我之荘 5-1-3 | ☎ 高年生きがいサロン5号館へ) |
| ○ 高年生きがいサロン3号館 | (古市 1541-1 | ☎ 072-959-0220) |
| ○ 高年生きがいサロン5号館 | (野 640-1 | ☎ 072-931-6010) |
| ○ 高年生きがいサロン6号館 | (羽曳が丘 3-1-13 | ☎ 072-959-0580) |

[利用料]

無料

[手続き]

詳細については、広報はびきのでお知らせします。申し込み・お問い合わせは直接各会場の連絡先へ



(II) 出張いきいき健康講座

[内容]

保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門職が地域に出向いて、高齢期の健康づくりや介護予防について、講話と実技指導を行います。実施時間は30分から60分程度です。

町会(自治会)や老人会などの地域の集まりにぜひご活用ください。

[対象]

町会(自治会)や老人会などで、高齢者を対象にした地域の集まり(※会場はご用意ください。)

詳しくは高齢福祉介護課へお問い合わせください。

[問い合わせ]

高齢福祉介護課 (地域支援担当)

☎ 072-947-3822



(19) きらきら貯筋教室（高年生きがいサロン介護予防事業）

〔内容〕

安全な環境で、筋力向上を中心にストレッチやバランストレーニング等を組み込んだ包括的なトレーニングを行います。また、自宅でもできる簡単なトレーニングを習得していただけます。

運動のほか、口腔や認知症予防のトレーニングにも取り組みます。

閉じこもりを予防し、地域でいつまでも元気に過ごせるよう、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを中心に介護予防事業です。

およそ60分の教室を2週間に1回実施しています。

〔実施場所〕

- 恵我之荘コミュニティセンター（恵我之荘 5-1-3 ☎ 高年生きがいサロン5号館へ）
- 高年生きがいサロン3号館（古市 1541-1 ☎ 072-959-0220）
- 高年生きがいサロン5号館（野 640-1 ☎ 072-931-6010）
- 高年生きがいサロン6号館（羽曳が丘 3-1-13 ☎ 072-959-0580）

〔対象となる方〕

65歳以上の市民で介護保険サービスを利用しておらず、身の回りのことが自立して行える方で身体的な機能向上や精神面の活性化が必要とされる方、医師から運動制限を受けていない方、自力で会場まで来所できる方が対象です。

原則、初めて本事業を利用される方が対象となります。

〔利用料〕

無料

〔手続き〕

詳細については、広報はびきのでお知らせします。申し込み・お問い合わせは直接各実施場所の連絡先へ。

(20) まちの保健室（高年生きがいサロン）

〔内容〕

地域の中の身近な相談場所として、専門職(※)が月1回相談会や講義を開催します。講義の内容は毎月変わりますので、ぜひご興味のある講座へご参加ください。

(※専門職・・・理学療法士・保健師又は看護師、管理栄養士、ケアマネジャー、認知症地域支援推進員等)



スケジュールは以下から確認できます。

- 市ホームページ→組織から探す→保健福祉部→高齢福祉介護課
(地域包括支援)→市立高年生きがいサロン→まちの保健室
- 各館ポスター

〔実施場所〕

- | | | |
|------------------|---------------|-------------------|
| ○ 恵我之荘コミュニティセンター | (恵我之荘 5-1-3 | ☎ 高年生きがいサロン5号館へ) |
| ○ 高年生きがいサロン3号館 | (古市 1541-1 | ☎ 072-959-0220) |
| ○ 高年生きがいサロン5号館 | (野 640-1 | ☎ 072-931-6010) |
| ○ 高年生きがいサロン6号館 | (羽曳が丘 3-1-13 | ☎ 072-959-0580) |

〔対象となる方〕

おおむね65歳以上の市民及びその家族等

〔利用料〕

無料

〔手続き〕

詳細については、広報はびきのでお知らせします。申し込み・お問い合わせは直接各実施場所の連絡先へ。



理学療法士による個別相談会
受診のタイミングや運動の相談・
介護方法などについて相談でき
ます。



認知症個別相談会
や認知症に関する講義
を実施しています。家族
の方も参加できます。



四天王寺大学看護学部に
よる講義や、保健師・栄養
士による健康相談会を実
施しています。

(21) 生きがいと健康づくり

〔内容〕

陵南の森老人福祉センターでは、生きがい講座やクラブ活動を開催しています。
向野老人いこいの家では生きがい講座の開催や、市民の自主活動などの場の提供を行っています。

〔対象となる方〕

60歳以上の市民

〔利用料〕

受講費(教材費含む)、材料費等の実費(陵南の森老人福祉センター)
原則無料。生きがい講座は、一部テキスト代等の実費負担あり。(向野老人いこいの家)

〔手続き〕

各講座等を開催する施設へ申し込み



〔問い合わせ〕

陵南の森老人福祉センター (島泉 8-8-1 ☎ 072-952-2751)
向野老人いこいの家 (向野 3-11-13 ☎ 072-952-0033)

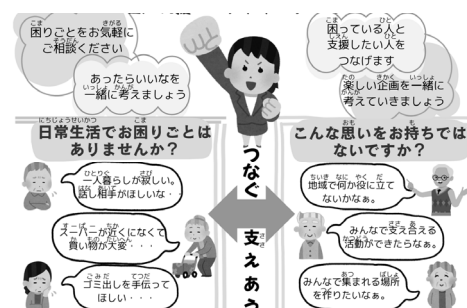
(22) 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)

〔内容〕

地域の「困りごと」や「やりたいこと」を生活支援コーディネーターに話してみませんか？高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、地域の支えあいの仕組みづくりを応援します。
地域の集まりにもお伺いします。お気軽にご相談ください。

〔主な役割〕

- 体操や趣味の教室などの活動情報を集めて紹介
- 「地域のために何かしたい」という人をサポート
- 「困った」と「助けてい」をつなぐ
- 自治会や NPO、企業などと協力し、つながりの輪を拡大 など



■市内の生活支援コーディネーターと圏域(受付時間:9:00~17:30)

名称	担当者	担当の圏域(小学校区)	住所	電話番号
在宅介護支援センター 羽曳野	山本	古市・古市南・駒ヶ谷・ 白鳥・西浦・西浦東	古市 2271-114	072-958-9951
中圏域地域包括支援 センター	岩本	羽曳が丘・埴生南・ はびきの埴生学園	学園前 6-1-1	072-959-2006
西圏域地域包括支援 センター	安田	高鷲・高鷲北・高鷲南・ 恵我之荘・丹比	檜山 100-1	072-953-1003

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課 (地域支援担当)
☎ 072-947-3822

(23) 高齢者補聴器購入費助成事業

〔内容〕

補聴器購入費の一部を助成するものです。

〔対象となる方〕

以下①～④すべての条件を満たす方

①65歳以上の羽曳野市民(羽曳野市に住民票がある方)

②市民税非課税世帯または生活保護世帯に属する方

③補聴器相談医から補聴器が必要と判断された方

④身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない方

(※受診時に障害者手帳の取得を勧められた場合は、障害福祉課へご相談ください)

〔助成額〕

左右いずれかの耳に装用する補聴器本体1台分の購入費用

上限 25,000円

※診察料、文書料等は助成の対象にはなりません

〔手続き〕

まずは高齢福祉介護課へご相談ください。

事業の手続きについての説明及び書類を手渡します。

〔注意点〕

・必ず購入前に申請をしてください。すでに購入されたものは助成の対象にはなりません。

・この助成を受けられるのは一度限りです。

・補聴器には高額なものもあります。購入前にはご家族や医師とよくご相談ください。

・受診する病院(補聴器相談医)・購入対象店舗(認定補聴器専門店に限る)は、窓口または資料で確認の上、行くようにしてください。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課 (総務・在宅支援担当) ☎ 072-947-3825

(24) 羽曳野市短期集中予防サービス（通所 C・訪問 C）

〔内容〕

「こんな生活を送りたい」「こんなことができるようになりたい」という希望や目標を実現するために3か月集中で専門職が筋力の向上・栄養改善・食事に必要なお口のお手入れ等のアドバイスをを行い、元気になるための支援を行います。

（プログラム例）

～3か月集中～みんなで羽つらつチャレンジ ※送迎あり

（半日型）9:00～9:45 お迎え→体力測定、トレーニング、栄養・口腔指導など→12:00 お送り

～3か月集中～おうち羽つらつチャレンジ

リハビリ専門職が自宅訪問（週1回・40分程度）

「転倒が増えた、床からの立ち上がりが難しい、浴槽をまたげない、薬が飲みこみにくい」などの困りごとに対してアドバイスします。

管理栄養士が自宅訪問（月1回程度）

「最近痩せてきた、3食食べるのがしんどい、どんなものを食べていたらいいかわからない」などの困りごとに対してアドバイスします。

〔対象者〕

体力低下等により、入浴、家事、外出、買い物、趣味活動に影響が出ている方で、以下のいずれかに当てはまる方

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリストを実施し、総合事業の対象者と判断された方

〔利用方法・お問い合わせ先〕

市役所（高齢福祉介護課）やお住まいの圏域の地域包括支援センター（p.1）へご相談ください。基本チェックリストによって生活機能の低下が確認できた場合や、要支援認定を受けた場合に利用できます。すでに介護サービスを受けている方はケアマネジャーに相談してください。

〔利用料金〕

無料



(25) 高齢者の健康づくり

(I) 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査

〔内容〕

特定健康診査は、生活習慣病の予防のための健康診査です。特に心筋梗塞、脳卒中等の動脈硬化性疾患の原因となる病態を知ることができます。

後期高齢者医療健康診査は、生活習慣病に加え、加齢による心身の衰え(フレイル)など高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に知ることができる健診です。

〔対象者〕

年度末年齢40歳以上となる方

〔実施主体〕

ご加入の医療保険者(国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療広域連合等)

※医療保険にご加入でない方は健康増進課へお問い合わせください。

〔受診にあたって必要な物〕

1. 健康診査受診券(1年に1回、医療保険者から届きます。)
2. 保険資格が確認できるもの(マイナ保険証・資格確認書等)

〔費用〕

後期高齢者医療広域連合及び羽曳野市国民健康保険にご加入の方は無料です。社会保険ご加入の方は医療保険者(健康保険証の発行元)にお問い合わせください。

○ 羽曳野市民健診

特定健康診査等を羽曳野市・藤井寺市の羽曳野市民健診実施医療機関で受診した場合、血液検査や心電図検査を無料で追加実施することができます。

※ 以下に該当する方は健康診査対象外となります。

- ① 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院中の方
- ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

〔問い合わせ〕

保険年金課(保健事業担当)

☎ 072-947-3605



(Ⅱ) がん検診

① 胃がん 肺がん(結核健診含む) 大腸がん検診

[内容]

胃部レントゲン(バリウム)検査もしくは胃内視鏡(胃カメラ)検査、胸部レントゲン検査、
便潜血反応検査(2日法)

[対象となる方]

胃がん : 50歳以上の市民(2年に1回)

肺・大腸がん : 受診年度末に40歳以上の市民(1年に1回)

※胃がん検診(胃内視鏡検査)受診希望の方は、受診券の発行が必要です。健康増進課までご連絡ください。

[会場]

保健センターほか

※実施日程や実施医療機関等については、広報もしくは健康だより等をご覧ください。

② 乳がん 子宮がん検診

[内容]

マンモグラフィ検査、子宮頸部細胞診

[対象となる方]

乳 が ん : 40歳以上の市民(女性)

子宮 が ん : 20歳以上の市民(女性)

※それぞれ2年に1回受診できます。対象となる方へは、受診券ハガキを送付しております。
80歳以上で希望される方は、健康増進課までご連絡ください。

[会場]

保健センターほか

※実施日程や実施医療機関等については、受診券ハガキ・広報もしくは健康だより等をご覧ください。

(Ⅲ) 成人歯科健診

[内容]

歯の状態と歯周病のチェック等を行います。

[対象となる方]

*年度毎に対象者が異なりますので詳しくは、健康増進課におたずねください。

[会場]

実施医療機関等については、広報はびきのもしくは健康だより等をご覧ください。

(Ⅳ) 後期高齢者歯科健康診査

〔内容〕

大阪府後期高齢者医療広域連合では歯や歯肉の状態、口腔衛生状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等を予防するため、歯科健診を実施しています。

広域連合が指定する大阪府内の歯科医院等において、年度中(4月1日から翌年3月31日まで)に1回、受診することができます。

〔受診にあたって必要な物〕

保険資格が確認できるもの(マイナ保険証・資格確認書等)

〔費用〕

無料

※ 以下に該当する方は、歯科健診の対象外となります。

○後期高齢者医療健康診査の対象外となる方

〔問い合わせ〕

保険年金課(保健事業担当) ☎ 072-947-3605

(Ⅴ) 骨粗しょう症検診

〔内容〕

骨量測定(X線検査)

〔対象となる方〕

*年度毎に対象者が異なりますので詳しくは、健康増進課におたずねください。

〔会場〕

実施医療機関等については、受診券ハガキ・広報はびきのもしくは健康だより等をご覧ください。

〔問い合わせ〕

健康増進課 ☎ 072-947-3660



(VI) 高齢者の予防接種

① インフルエンザワクチンと新型コロナワクチン

〔内容〕

流行している株に対応したワクチンです。

季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症にかかる高齢者や慢性疾患を有する方は、肺炎を併発し重篤化しやすいといわれていますので予防が重要です。

〔対象となる方〕 次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、接種を希望する羽曳野市民

(1) 65歳以上の方

(2) 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

〔接種期間〕〔自己負担額〕〔実施医療機関〕

広報はびきの等をご覧ください。



② 高齢者用肺炎球菌ワクチン

〔内容〕

100種類以上ある肺炎球菌の型の中で、頻度の高い種類の肺炎球菌の型でできているワクチンです。高齢者や慢性疾患を有する方は、肺炎を併発し重篤化しやすいといわれていますので予防が重要です。

〔対象となる方〕 次の(1)～(2)のいずれかに該当し、接種を希望する羽曳野市民

※過去に1度でも公費で肺炎球菌ワクチンの予防接種をされた方は接種対象外です。

(1) 65歳以上66歳未満の方

(2) 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

※(1)の対象の方には誕生日の翌月に案内ハガキを送付しています。

〔接種期間〕

65歳の間(66歳の誕生日前日まで)

〔自己負担額〕〔実施医療機関〕

健康だよりもしくは案内ハガキ等をご覧ください。

〔問い合わせ〕

健康増進課

☎ 072-947-3660



③ 高齢者带状疱疹ワクチン

〔内容〕

带状疱疹やその合併症を予防できるワクチンです。

带状疱疹は、加齢がリスク因子とされ、罹患率は50歳代から高く、ピークは70歳代となっています。

過去に水痘（水ぼうそう）にかかった時に、体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより発症します。典型的には体の左右どちらかに、神経に沿って带状疱疹（おびじょう）に、水疱（水ぶくれ）が出現する病気です。水疱は時に痛みを伴うことがあります。

合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

〔対象となる方〕

次の(1)～(3)のいずれかに該当し、接種を希望する羽曳野市民の方

(1)65歳の方

(2)60歳以上65歳未満のうち、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

(3)経過措置対象者

※(1)および(3)の対象の方には年度当初に案内ハガキを送付しています。

詳細については、健康だより・市ウェブサイト・広報はびきの等をご覧ください。

〔接種期間〕

広報はびきの等をご覧ください。

〔ワクチンの種類と自己負担額〕

	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2回
10年後の発症予防効果	22.1%	73.2%
1回あたりの自己負担額	4,000円	11,000円

〔実施医療機関〕

健康だよりもしくは案内ハガキ等をご覧ください

〔問い合わせ〕

健康増進課 ☎ 072-947-3660

（Ⅶ）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題を把握し、きめ細やかな支援を一体的に行うことで、フレイルや疾病の発症・重症化の予防を図り、社会参加への支援を行います。

いつまでも健康でいきいきした生活を送れるよう、健康に関する専門職（保健師・管理栄養士等）が連携し高齢者のみなさんの健康づくりを応援します。

① 健康相談会（まちの保健室と共同実施）や健康教育

〔内容〕

市内の高年生きがいサロン等に専門職（保健師・管理栄養士等）が行き、月1回健康相談会を実施しています。健診の結果やフレイル予防など健康に関することでご相談のある方はご利用ください。（予約制）

また、フレイル予防に関する健康教育等も実施予定です。

〔対象者〕

概ね75歳以上の市民

〔実施場所〕

- 恵我之荘コミュニティセンター（恵我之荘 5-1-3）
- 高年生きがいサロン3号館（古市 1541-1）
- 高年生きがいサロン5号館（野 640-1）
- 高年生きがいサロン6号館（羽曳が丘 3-1-13）
- 陵南の森老人福祉センター（島泉 8-8-1）
- MOMO プラザ（羽曳が丘西 2-5-1）

〔利用料〕

無料

〔申し込み・問合せ〕

保険年金課（保健事業担当） ☎ 072-947-3605

※健康相談会（まちの保健室）の日程や申し込みは、各高年生きがいサロン等にお問合せ・お申込ください。

② 訪問による健康相談

〔内容〕

フレイル予防等健康課題のある高齢者の方のご自宅へ専門職（保健師・管理栄養士等）が訪問し、個別相談を実施します。

〔対象者〕

75歳以上の市民（対象者には、通知を行います）

〔利用料〕

無料

〔申し込み・問合せ〕

保険年金課（保健事業担当） ☎ 072-947-3605

※きらきら貯筋教室（高年生きがいサロン介護予防事業）（P.17）も共同事業として実施しています。

(26) 老人クラブ

〔内容〕

◆老人クラブの目標

「高齢者の連帯で地域社会への貢献と魅力あるクラブ活動づくり」を主目標に、「自らの生きがいとまちづくり(自主性)」、「会員相互の支援活動(協調性、相互扶助)」、「地域福祉の向上」をめざして活動をすすめています。

◆老人クラブの組織(令和8年4月現在)

80単位老人クラブ、加入者 3,334人

◆羽曳野市老人クラブ連合会の活動(主なもの)

- ・グラウンドゴルフ大会、体力測定
- ・清掃奉仕活動、友愛訪問、世代間交流事業
- ・歴史教養講座、健康講座
- ・歌謡まつり、芸能発表会、介護予防事業
- ・バスハイク、一泊研修会

※各地域の単位老人クラブでも独自の活動をしています。

〔対象となる方〕

概ね60歳以上の市民

〔手続き〕

加入手続きは各地域の単位老人クラブへ

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課(総務・在宅支援担当) ☎ 072-947-3825



(27) シルバー人材センター

〔内容〕

シルバー人材センターは地域社会の「手伝ってほしい」という声と、高齢者の「働きたい」という希望を繋ぐ仕事を行っています。就労者は60歳以上の方が対象で、長年培った知識・経験・技能を生かした就業により、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいを充実すること、地域社会の福祉と活性化に寄与することを進めています。

〔会員数〕

811人(令和8年3月31日現在)

〔年度会費〕

年間額 2,000円(4月または、加入月から3月まで)

〔主な就労業務〕

事務所やマンションなどの清掃作業、施設や公園などの管理、企業等の軽作業、植木手入れ、除草作業、一般事務、賞状や宛名書き、チラシの配布、空き家管理、墓地清掃 他にも多数

※希望の仕事を伺います。

〔問い合わせ〕

公益社団法人 羽曳野市シルバー人材センター ☎ 072-936-1500

(28) 敬老会

〔内容〕

敬老の日の前後に、市内の会場で、演芸などを楽しんでもいただきます。

〔開催日・場所〕毎年9月中旬に、市内の会場において開催しています。

(令和8年度) ・開催日 : 9月21日(月・祝日)

・会 場 : LICはびきの ホールM

・入場には申し込みが必要です。(応募者多数の場合には抽選となります。)

・金婚祝賀会との合同開催となります。

〔対象となる方〕

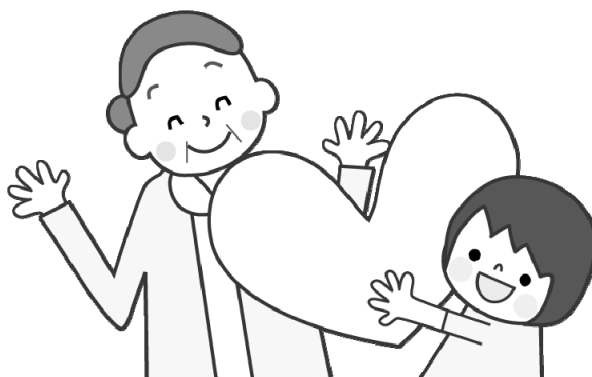
60歳以上の市民

〔利用料〕

なし

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課 ☎ 072-947-3825



(29) 市立図書館のサービス

[内容]

- ◆本・CD・DVDの貸出、新聞・雑誌の閲覧などなたでも無料で利用できます。
- ◆大きい活字の本(大活字本)の貸出・閲覧
 - ・現在1,055タイトル、2,038冊の大活字本を所蔵しています(令和8年4月現在)。
 - ・お近くの図書館にない場合はお取り寄せもできます。
- ◆朗読CD496点をはじめ、落語や漫才のCDも所蔵しています。
- ◆中央・陵南の森の図書館では、拡大読書器を設置しています。
- ◆電子図書館サービス

WEB上の図書館で電子書籍を借り、手持ちのパソコンやスマートフォン、タブレット端末で読むことができます(来館しなくても利用可能です。パソコンやスマートフォンからご利用ください)。
- ◆Wi-Fi環境の整備(中央図書館・陵南の森図書館)

[利用案内]

- ◆図書・雑誌・紙芝居(高齢者向けのものもあります)は、市内全図書館の合計で15冊まで、CD・DVDなどは図書とは別に、全図書館の合計で3点まで、2週間借りることができます。
- ◆読みたい本が見つからないとき

「リクエストカード」に書いてお出しください。

市内の他の図書館にあるものは取り寄せ、貸出中の場合は、本が返却されたらご連絡します。

図書館で所蔵していない場合は、購入・市外の図書館からの借用・所蔵館の紹介等でご希望に添えるよう努めます。
- ◆羽曳野市立図書館所蔵の資料は、電話やインターネットでも予約することができます。

くわしくは「羽曳野市立図書館ホームページ」をごらんください。
- ◆調べものをしたいとき

日常生活や調査研究上の疑問は、ご遠慮なく係員にお尋ねください。

資料の紹介など調べもののお手伝いをします。
- ◆目の不自由な方のために

目の不自由な方には、ご希望の録音図書を郵送で貸出できます(無料)。

点字本や大活字本も用意しております。

ご希望の方には、毎月録音図書(デージー)版・点字版の新刊案内や図書館だよりをお送りします。

[対象となる方]

羽曳野市民

[問い合わせ]

中央図書館	(軽里 1-1-1	☎ 072-950-5501	毎週月曜休館
陵南の森図書館	(島泉 8-8-1	☎ 072-952-2750	毎週金曜休館
丹比図書館	(樫山 251-1	☎ 072-937-2355	毎週金曜休館
東部図書館	(古市 1541-1	☎ 072-950-2002	毎週金曜休館
羽曳が丘図書館	(羽曳が丘西 2-5-1	☎ 072-958-8653	毎週金曜休館
古市図書館	(古市 4-2-9	☎ 072-958-0050	毎週月・火曜休館

全館とも毎月最終水曜日は館内整理日で休館です。

(30) 介護サービス相談員派遣事業

〔内容〕

介護サービス相談員派遣事業とは、介護サービス相談員が介護保険施設などを定期的に訪問して、利用者や家族の話を聴いて、苦情に至る前に問題解決を目指す橋渡しの活動を行うものです。

介護サービスの質の向上、身体拘束や施設虐待の防止にも貢献しています。

〔介護サービス相談員〕

介護サービス相談員とは、事業の実施にふさわしい人格と熱意を有し、専門の研修を受講した人です。

(市が委嘱状を交付し、活動を行っています)

守秘義務があり、匿名の相談にも応じます。

〔派遣先事業所〕

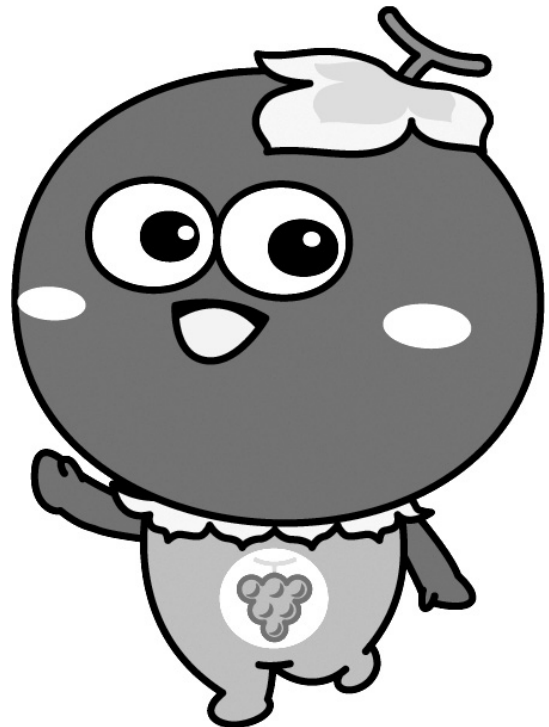
介護サービス相談員を受け入れている事業所は、以下のとおりです。

- 特別養護老人ホーム
- 老人保健施設
- グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型通所介護
- 特定施設入所者生活介護 など

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（地域支援担当）

☎ 072-947-3822



(31) 成年後見制度利用支援事業

○成年後見等審判申立（市長申立）

〔内容〕

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立が必要です。

申立をすることができるのは、本人・配偶者・四親等以内の親族とされていますが、全く身寄りのない方、親族等がいても音信不通の状況にあるなどの事情で親族による申立の条件がない方については市の審査を経て、家庭裁判所へ成年後見人等審判申立を行います。

〔対象となる方〕

65歳以上の高齢者で、本人・配偶者・四親等以内の親族による申立ができない方

〔費用〕

申立費用は市が負担しますが、後見人等が決定した後、対象となる方に資産がある場合は家庭裁判所の審判に基づき返還を求めます。

○成年後見人等に対する報酬費用の助成

〔内容〕

成年後見人等への報酬は、基本的に被後見人等(本人)から支払われます。

但し、下記の対象となる方に関しては、成年後見人等からの申請とその申請に基づく市の審査により、成年後見人等への報酬の全部又は一部を市が助成します。

〔対象となる方〕(下記①・②を満たす方)

①市長による成年後見等開始の審判の申立が行われ、審判が確定した方

②生活保護受給者もしくは成年後見人等への報酬を負担することで、生活保護法に規定する要保護者になる方

※ 成年後見制度とは・・・

判断能力が十分ではない、認知・記憶等に障害のある(例えば高齢者、知的障害・精神障害のある)方について、本人の預貯金や不動産等の財産管理、あるいは介護や施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人が行うことによって、本人の権利を守るための制度です。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（地域支援担当） ☎ 072-947-3822

(32) 小地域ネットワーク いきいきサロン

〔内容〕

地域住民を対象に、歩いていける程度の身近な場所で、地域住民ボランティアと参加者が協働で企画し、運営していく楽しい仲間作りの活動です。気軽に交流を進め、高齢者の生きがいがづくりや孤立の防止をめざしています。

町会や小学校区を単位に、各地区の校区福祉委員会が開催しています。

(地域住民の手作りの取り組みのため、実施回数や内容など特徴がありますので、詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください)

※小地域ネットワーク活動は、小学校区ごとに活動している校区福祉委員会による地域住民の自主的な福祉活動です。

〔対象となる方〕

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方など

〔参加費〕

サロンの内容で一部負担あり

〔問い合わせ〕

羽曳野市社会福祉協議会

☎ 072-958-2315 FAX 072-958-3853



(33) 高齢者見守りサポート事業

〔内容〕

おおむね65歳以上のお一人暮らし高齢者を対象に、小学校区ごとに集会所等で「見守り活動」や「居場所づくり」を校区民生委員児童委員協議会等が実施しています。

地域での住民同士のつながりづくりや交流活動の取り組み、また高齢者のとじこもり防止や認知症予防等の健康増進をめざしています。

〔対象となる方〕

おおむね65歳以上のお一人暮らし高齢者

※各校区により参加年齢や対象者が異なります。

〔参加費等〕

校区によって一部参加負担金あり

※各校区での取り組みのため、実施回数、内容等異なります。

〔問い合わせ〕

羽曳野市社会福祉協議会

☎072-958-2315 FAX 072-958-3853

(34) 車いすの貸し出し

〔内容〕

車いすの貸し出しをしています。期間は1日から最長1年まで、(3ヵ月ごとの更新申請手続きが必要)です。

※自走用・介助用のみ

※予約不可

〔対象となる方〕

市内に在宅生活されている方(入院、入所中は対象外)

〔利用料〕

無料

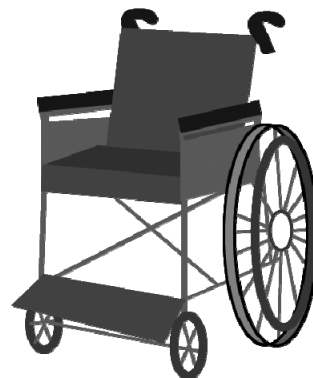
〔手続き〕

印鑑を持参のうえ、社会福祉協議会窓口までおこしください。

〔問い合わせ〕

羽曳野市社会福祉協議会

☎ 072-958-2315 FAX 072-958-3853



(35) 日常生活自立支援事業

〔内容〕

認知症や知的障害、精神障害により判断能力が不十分な方が、住み慣れたところで自分らしく自立した生活が送れるよう、援助いたします。

利用者と社会福祉協議会が利用契約を結びます。

1. 福祉サービスの利用援助サービス

福祉サービスを使えるように説明をしたり、手続きをする際のお手伝いをします。

2. 日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用料の支払い等、本人の希望に沿って日常の金銭管理のお手伝いをします。

●医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。

●通帳から生活に必要なお金を払い出してお渡します。また、預け入れすることもできます。

3. 通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス

①定期預金の通帳など

②株券、債券などの有価証券

③保険証書、不動産権利書、契約書、公正証書遺言などの証書類

④実印、銀行印など

※ご本人以外でも、ご家族や身近な方、民生委員などを通じての問い合わせにも応じています。

ご相談にあたってはプライバシーに配慮しており、秘密は必ず守りますのでお気軽にご相談ください。

〔対象となる方〕

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理(税金・公共料金・家賃の支払い、公的年金の受け取りなど)に困っている方など、認知症や知的障害・精神障害などの理由から判断能力が不十分な方。

※その方の状態によって、このサービスを利用できない場合があります。

〔利用料〕

利用料は利用者の収入等によって異なります。相談は無料です。

〔問い合わせ〕

羽曳野市社会福祉協議会

☎ 072-958-2315

FAX 072-958-3853



(36) 羽曳野市介護者家族の会

〔内容〕

介護者家族の会は、寝たきりや認知症などの高齢者を介護している方同士が集い、悩みや不安を分かち合い、励まし合うことにより、また、介護における知識や情報を交換することによって、精神的・肉体的不安を軽くし、よりよい介護を目指すことを目的に結成された当事者組織です。

(主な活動)

①会員の集い

日頃の介護の悩みなどを仲間同士が本音で話し合う会員の交流の場です。

「そうそう、私もそんなことあったわ」「私はこんな風に乗り切ったよ」と共感することや参考になることもたくさんあり、明日への活力も湧いています。

②施設見学会

「できるだけ在宅で介護を行いたい」といっても、いざ介護者が病気になったときなど、在宅で長くお世話をしていくためには、介護サービスの利用が必要になります。

一人で行きにくい福祉施設などへ「会」として見学に行きます。

③研修会

会員のみなさんの希望をお聞きして、研修会などを開催しています。

④リフレッシュ交流会

日帰りのバスツアー、同じ経験を持った者同士が食べて、笑って、大いに語って、日頃の介護疲れを癒す場になっています。

〔入会手続き〕

会 員 …… この会の趣旨に賛同された方で市内に在住され、寝たきりや認知症の高齢者を介護している方、又は介護経験者。または、会の活動を側面から支援する個人・団体。

(年会費:1,200円。年度途中に加入された場合は月100円)

〔問い合わせ〕

羽曳野市社会福祉協議会 西部事務所 ☎ 072-953-8067 FAX 072-953-8011
ウェブサイトもご利用ください。(アドレス) <http://kaigosya-h.net/>

(37) 地域リハビリテーション活動「ゆうゆうクラブ」

■羽曳が丘ゆうゆうクラブ

地域の高齢者の心と体の健康づくりを目指して、地域のボランティアと共にリハビリ体操やお話、ゲーム、歌などを楽しんでいます。

メンバーの募集については、欠員があれば随時受け付けております。

登録会員数は25名です。定員を超える場合は、待機となります。

[対象となる方]

- * 羽曳が丘在住で75歳以上の方
 - * 排尿・排泄が自力でできる方
 - * 自力または介護者の援助により会場まで通える方
- ボランティアのマイカーでの送迎もありますのでご相談ください。

[活動内容]

- * 日時 毎週火曜日10時～11時30分（月4回開催）第5火曜日、祝日は休み
- * 場所 高年生きがいサロン6号館（羽曳が丘3丁目1-13）
- * 費用 1日 500円（おやつ代・保険料・フリープログラム費用）
- * 保険:会場における事故等については加入している保険の範囲で対応します。

[プログラム]

- | | |
|-------------|-----------------|
| 9:40～ | 受付 |
| 9:40～10:00 | 健康チェック(血圧測定など) |
| 10:00～11:00 | 専門家の指導によるリハビリ体操 |
| 11:00～11:30 | フリープログラム |
| 11:40 | 帰宅 |
- * 毎月一回誕生会があります。

[問い合わせ]

ゆうゆうクラブを支える会 代表 宮本 文恵 ☎ 090-7494-3247

(38) 高齢者いきいきサロン（ほのぼのクラブ）

■ 恵我之荘校区・高鷺校区民生児童委員会

外出意欲の高揚と閉じこもりにならないよう、いろんな方との交流をとおしてお友達を増やし、老化予防・認知症予防を目的にしています。

民生児童委員がボランティアスタッフとして、恵我之荘コミュニティセンターで開催しています。

〔内容〕

- みんなで声を出して物語を朗読しています。
(黙読ではなく声を出して読むことは、歌を歌うのと同じ効果があります。)
- 万葉集を読み、なぞり書きをします。
- 大人の塗り絵の本より自由に色塗りをします。
- クイズ、ゲーム、手あそび、うた、体操等の楽しい企画があります。

〔開催日〕

恵我之荘校区：毎月第1金曜日 13:30～14:30

高鷺校区：毎月第2金曜日 13:30～14:30

(8月・1月はお休み)

〔利用料〕

無料

〔対象となる方〕

恵我之荘校区・高鷺校区に住んでいる65歳以上の方(送迎はありません)

〔手続き〕

いつからでも入会できます。

直接来られても結構ですし、お住まいの担当民生児童委員に連絡してください。

〔問い合わせ〕

高鷺校区担当：川越 ☎ 072-954-0986

恵我之荘担当：高田 ☎ 072-955-2979

〔実施場所〕

恵我之荘コミュニティセンター (恵我之荘5-1-3)

(39) 在宅援助活動

■羽曳野傾聴「楽花生」

〔内容〕

- 傾聴のスキルを磨きながら、主に在宅や施設の高齢者の方々の話し相手をしています。
- 対面での傾聴に不安や抵抗を感じる方には、お電話でお話をお聴きする「もしもし傾聴」も行っています。
- ※活動の対象となるケースは主として社会福祉協議会から紹介を受け、受理はグループで主体的に決めています。

〔対象となる方〕

主として施設や在宅の高齢者が対象です。

〔利用料〕

無償ボランティアとして活動しています。

〔問い合わせ〕

羽曳野市社会福祉協議会

☎ 072-958-2315 FAX 072-958-3853

(40) 介護用品の手作り

■ボランティアグループ「コスモス」

〔内容〕

- 介護用品を手作りするグループです。
- バスタオル、シーツ、布団カバー、毛布、ゆかた、ねまき、木綿やメリヤスの肌着、トレーナー、ベスト、マフラー、車いす用のかばん、レッグウォーマー、ポンチョ、車いす用マット、清拭布、ビーズマット、円座などを作っています。

〔対象となる方〕

各施設やヘルパーさんを通じて、介護をしている家庭に贈ります。

〔利用料〕

材料代等の実費が必要

〔問い合わせ〕

羽曳野市社会福祉協議会 ☎ 072-958-2315 FAX 072-958-3853

(41) 家事援助サービス

■公益社団法人 羽曳野市シルバー人材センター

羽曳野市内在住の方で、掃除、洗濯など日常生活でご不自由されている方に、元気で人生経験豊かなシルバー人材センター会員(満60歳以上の方)が、お手伝いをする、相互扶助の活動をしています。

訪問介護員(2級、1級)・養成研修課程有資格者64名が登録されています。

シルバー人材センターは、国・市の助成により運営している公益団体です。

仕事内容によりお受けできない場合もあります。

[サービス内容]

・掃除 ・洗濯(施設内での洗濯サービス可) ・買物 ・調理 ・ゴミ出し ・その他

[利用料]

1時間、1,294円から

別途事務費として総額の10%必要(最低事務費300円)

※利用料が3,000円未満の場合、事務費は300円になります。

交通費実費

[問い合わせ]

公益社団法人 羽曳野市シルバー人材センター ☎ 072-936-1500

(42) 街かどデイハウス

〔内容〕

民家等を活用した、住民参加型のNPO法人によるデイサービス事業です。

住み慣れた地域の身近な場所で、地域の住民自らが生きがいデイサービスに取り組むことで、介護予防につなげることを目的にしています。

〔対象となる方〕

介護保険の認定で非該当(自立)と判定された方、あるいは要介護認定を受けていないおおむね65歳以上の自立されている方です。

〔実施日〕 毎週 月・水・金

〔手続き〕

利用を希望する街かどデイハウスに直接連絡をして頂き、申し込みをして下さい。
市の承認を受けた後、決定します。

〔利用料〕

食事代等実費負担が必要。詳細はお問合せください。

〔問い合わせ〕

① NPO法人介護予防ネット・大阪

街かどデイハウス サロンコスモス

住所 羽曳が丘西 3-4-26

☎ 072-958-2553

(必要な方には無料送迎有り)

② NPO法人 さくらんぼ

街かどデイハウス さくらんぼ

住所 古市 6-9-14

☎ 072-958-3021



街かどデイハウス サロンコスモス風景



街かどデイハウス さくらんぼ風景

(43) 喫茶・サロン

〔内容〕

羽曳野市内では地域住民が主体的に立ち上げた喫茶やサロンが運営されています。

気軽に集える地域のたまり場としてどなたでも自由に利用が可能です(例外あり)。

コーヒーやジュースを飲みながらお気軽に地域のみなさんと交流しませんか。市内の喫茶・サロン MAP は次のとおりです。



※ここには掲載されていない活動もありますので、詳細は羽曳野市社会福祉協議会までお問合せください

〔問い合わせ〕 羽曳野市社会福祉協議会 ☎ 072-958-2315

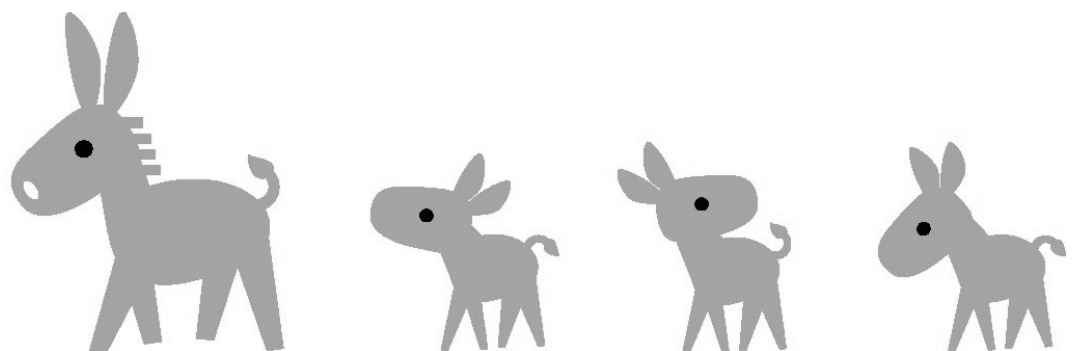
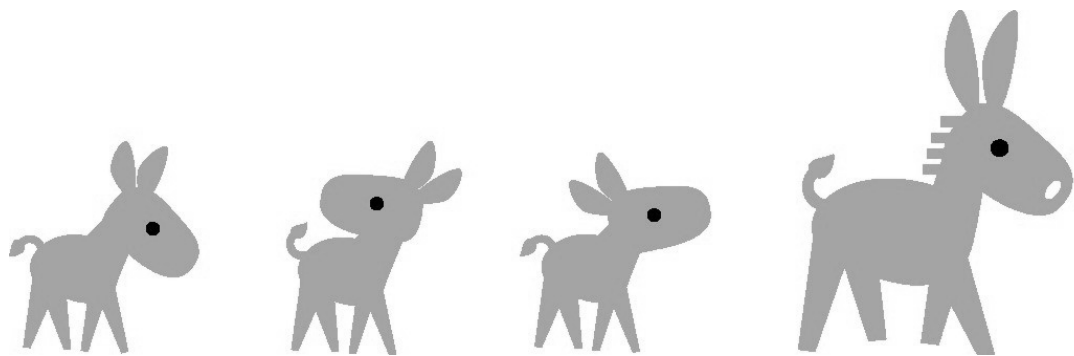
9. 地域のボランティア団体等が実施するサービス

- 恵我之荘校区「ふれあい喫茶『あいあい』」
社会福祉協議会西部事務所「あいあいハウス」 毎週火曜日 13:00～15:00
「あいあいカフェ～朗読と歌唱の日～」 毎月最終木曜日 13:20～15:00
- 高鷲南校区「すずらんカフェ」
各町会会館・公民館で実施 13:30～15:00
各町会の回覧板でお知らせ
- 埴生校区「ささえあいネット野々上東」
野々上東連合会館 毎週土・日曜日 13:00～16:00
- 埴生南校区「ふれあい喫茶ひだまり」
四天王寺悲田院 埴生苑 1階 毎週木曜日 14:00～16:00
- 羽曳が丘校区「月曜カフェ」
羽曳が丘第一集会所 毎週月曜日(祝日も開催) 10:00～12:00
- 西浦校区「カフェさんさん」
蔵之内老人憩いの家 第2 土曜日 10:00～12:00
西浦公民館 第1 月曜日 13:30～15:00
- 西浦東校区「喫茶サロンいしかわ」
広瀬会館(奇数月) 毎月1回 第4 金曜日 13:00～16:00
東阪田会館(偶数月)
- 白鳥校区「憩いの場なごみ」
軽里公民館 第1 日曜日 13:00～15:00

〔問い合わせ〕

羽曳野市社会福祉協議会 ☎ 072-958-2315 FAX 072-958-3853

認知症ケアパス



10. 認知症ケアパスについて

●認知症ケアパスとは

「認知症ケアパス」とは、認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ、認知症の人とその家族にお示しするためのものになります。

認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法や、どのような支援を受けることができるのかを事前に理解することが、その後の生活に対する安心感につながります。今後も住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにこの「認知症ケアパス」をご活用ください。

[illegible]

認知症ケアパス一覧表は63ページへ

●パンフレットのご案内

羽曳野市では、介護保険制度についてわかりやすくまとめているパンフレット『介護保険』と介護予防・日常生活支援総合事業がまとめられている『介護予防・日常生活支援総合事業パンフレット』を作成し、地域包括支援センターにて配布しております。



●認知症とは

一度正常に発達した認知機能(記憶・言語・理解力・判断力等)が、何らかの障害によって、持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたした状態を指します。(概ね6か月以上継続)

○ 4つの中核症状（脳の細胞が壊れて起こる症状）と 具体的な症状

- ・記憶障害： 覚えられない、すぐに忘れる
- ・見当識障害： 日付・場所・時間などがわからない
- ・理解・判断力の障害： 考える速度が遅くなり、二つ以上のことが重なりとうまく処理できなくなる
- ・実行機能障害： 物事を順序良くすすめることができなくなる



行動心理症状(BPSD)の例

(性格、環境、人間関係などの要因により精神症状や行動に支障が起こる)

- ・一人歩き： 目的を忘れて歩き続けて、道に迷う
- ・不安・焦燥： 常に訴えがあり落ち着きがない
- ・興奮・暴力： 興奮し大声を出したりする
- ・意欲低下： 物事に興味がなく何もしようとしない
- ・幻覚・妄想： 実際には無い、ものが見えたり音が聞こえたりする
- ・睡眠障害： 昼間に寝てしまい、夜間に寝られなくなる

●認知症の三大疾患と症状

アルツハイマー型認知症

【原因】

脳にアミロイドベータというたんぱく質がたまることで、神経細胞が広範囲で死滅し、脳が萎縮する。

【具体的な症状】

もの忘れや物盗られ妄想、一人歩き等

レビー小体型認知症

【原因】

脳内の神経細胞内にレビーという特殊なタンパク質ができることで、神経細胞が死滅し、脳の側頭葉と後頭葉が萎縮する。

【具体的な症状】

幻視や妄想、うつ状態、パーキンソン症状等

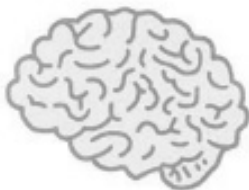
脳血管性認知症

【原因】

脳梗塞や脳出血などが原因で、脳の血液循環が悪くなり、脳細胞が死滅していく。

【具体的な症状】

手足のまひや視力障害等の神経障害、もの忘れ等



健康な脳



脳の細胞が少しずつまん性に死んで脳が萎縮する（アルツハイマー病などの変性疾患）



血管が詰まって一部の細胞が死ぬ（脳血管性認知症）

全国キャラバン・メイト連絡協議会「認知症サポーター養成講座標準教材」より引用

●軽度認知障害（MCI）とは

日常生活に支障をきたすことがないため認知症とは診断されないが、健常とも言い切れない中間的な段階を軽度認知障害といいます。軽度認知障害と診断された人の半数以上に、その後アルツハイマー病等への進行がみられるとのデータがあります。一方、この段階で適切な対策をとることで、場合によっては症状の進行を抑えたり、健常状態に戻る可能性があります。

●認知症チェックシート

いくつか思い当たることがあれば、かかりつけ医や専門医に相談しましょう。

☐	同じ事を何回も話したり、たずねたりする。
☐	出来事の前後関係がわからなくなった。
☐	服装など身の回りに無頓着になった。
☐	水道栓やドアを閉め忘れたり、後片付けがきちんとできなくなった。
☐	同時に二つの作業を行うと、一つを忘れる。
☐	薬を管理してきちんと内服することができなくなった。
☐	以前はてきぱきできた家事や作業に手間取るようになった。
☐	計画を立てられなくなった。
☐	複雑な話を理解できない。
☐	興味が薄れ、意欲がなくなり、趣味活動などを止めてしまった。
☐	前よりも怒りっぽくなったり、疑い深くなった。

●早期受診・早期発見の重要性

認知症は誰にでも起こりうる病気です。認知症はどうせ治らない病気だから、病院に受診しても仕方ないという人がいますが、これは誤った考えです。認知症についても早期受診・早期発見することで、適切な治療・内服で症状の進行を抑えることができます。

認知症の心配があるときは、できるだけ早くかかりつけ医や専門の相談機関に相談し、専門家のアドバイスを受けることが重要です。

●受診の準備

医師の前で慌てないように、受診の前に [いつ頃から症状が現れたか][これまでかかった病気や現在の病気][今、飲んでいる薬]について、また、家族から見て、[生活するうえで困っていること][性格の変化][日常生活の様子]などを記録しておきましょう。

●認知症の人と接するときのポイント

① 「認知症の本人には自覚がない」は大きな間違い

認知症の症状に、最初に気づくのは本人です。もの忘れによる失敗や、今まで苦もなくやっていた家事や仕事がうまくいかなくなる等のことが徐々に多くなり、何となくおかしいと感じ始めます。

認知症の人は何も分からないのではなく、誰よりも一番心配なのも、苦しいのも、悲しいのも本人です。

② 「私は忘れていない」に隠された悲しみ

認知症の人の中には「私は忘れてなんかいない」という主張は、私が認知症だなんてというやり場のない怒りや悲しみや不安から、自分の心を守るための自衛反応なのです。

周囲の人が「認知症という病気になった人」の本当のころを理解することは容易ではありませんが、認知症の人の隠された悲しみの表現であることを知っておくことは大切です。

③ こころのバリアフリーを

足の不自由な人は、杖や車いすなど道具を使って自分の力で動こうとします。

また手助けが必要ときには援助を頼むことができます。

しかし、認知症の人は自分の障害を補う「杖」の使い方を覚えることができません。

「杖」のつもりでメモを書いてもうまく思い出せず、メモを見ても何のことか分からなくなります。

認知症の人への援助には障害を理解し、さりげなく援助できる「人間杖」が必要です。

交通機関や店など、まちのあらゆるところに、温かく見守り適切な援助をしてくれる人がいれば外出もでき、自分でやれることも増えます。

④ かかわる人の心がまえ

認知症は誰にでも起こりうる病気です。

認知症という病気の事を理解したうえで、

さりげなく、自然に、

それが一番の援助です。



●大阪府認知症疾患医療センター

認知症についての専門医療相談、鑑別診断や認知症に伴う行動及び心理状態への初期対応等を行う医療機関です。

病院名	住所	電話番号	相談受付時間
【南河内圏域】 大阪さやま病院	大阪狭山市 岩室 3-216-1	072-365-1875	月～土(日祝、年末年始除く) 9:00～17:00
【中河内圏域】 八尾こころのホスピタル	八尾市 天王寺屋 6-59	0120-977-341	月～金、第1・3・5土 (日祝、年末年始除く) 9:30～16:30

●在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、高齢者の方やそのご家族、地域住民のみなさんからの高齢者に関する福祉や介護の相談に応じるとともに、市役所や福祉施設、民生委員など関係機関との連絡調整を行っています。

〔相談受付時間〕 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時30分

相談窓口	住所	電話番号
在宅介護支援センター 河原城苑	河原城927	072-938-3999
在宅介護支援センター 羽曳野	古市2271-114	072-958-9951
アンジュ 在宅介護支援センター	野371	072-936-1212
在宅介護支援センター あったか村	恵我之荘3-4-27	072-936-1323

●認知症地域支援推進員（オレンジシップはびきの）を配置している施設（p.57へ）

1 2. 認知症についての相談機関

●グループホーム 認知症と介護に関する相談窓口です。

相談窓口	住所	電話番号	相談受付時間
西松庵 (★)	高鷲 7-82	072-953-1511	月 ~ 土(日祝、年末年始除く) 9:00 ~ 17:00
こころあい (★)	島泉 4-3-18	072-931-0075	月 ~ 土(日祝、年末年始除く) 9:00 ~ 17:00
華はびきの (★)	島泉 8-5-19	072-955-8800	月 ~ 土(日祝、年末年始除く) 9:00 ~ 17:30
たんび野 (★)	野 66-2	072-952-1332	8:30 ~ 17:00
すみれ (★)	野々上 2-31-2	072-937-8290	9:00 ~ 18:00
みやびのもり (★)	西浦 3-3-23	072-950-0383	月 ~ 土(日祝、年末年始除く) 9:00 ~ 17:00
みやび (★)	西浦 2-1844-1	072-950-0382	月 ~ 土(日祝、年末年始除く) 9:00 ~ 17:00
ぶどうの家 (★)	駒ヶ谷 404	072-950-0157	要事前連絡 9:00 ~ 17:00
ぶどうの家2番館(★)	駒ヶ谷 1105	072-950-0177	要事前連絡 9:00 ~ 17:00

(★)は認知症知つとこ〜座の実施施設です。

●コールセンター ご本人、ご家族、専門職の方からの相談を受け付けています。

相談窓口	住所	電話番号	相談受付時間
若年性認知症 コールセンター	愛知県大府市 半月町 3-294	0800-100-2707 フリーダイヤル無料	月 ~ 土(日祝、年末年始除く) 10:00 ~ 15:00 水曜日 10:00 ~ 19:00
	メール相談窓口 https://y-ninchisyotel.net/mailform/		

(44) 認知症高齢者見守りネットワーク事業

一人歩きにより行方不明のおそれのある認知症高齢者が行方不明になった際、高齢福祉介護課より協力機関へ本人の情報を提供し早期発見につなげます。

◎羽曳野市認知症高齢者見守りネットワーク事前登録

〔内容〕

行方不明となっていた認知症高齢者本人が発見・保護された場合に、本人確認と家族等への連絡が迅速に行えるよう、事前に羽曳野市高齢福祉介護課に登録をしておくものです。

ただし、登録有効期間は2年間とし、偶数年度に更新を行います。

〔申込者〕

高齢者の4親等以内の親族及び支援者

〔対象となる方〕

羽曳野市内に在住する高齢者で、一人歩きにより行方不明となるおそれのある者
(若年性認知症の方を含む)

〔手続き〕

写真をご持参のうえ、高齢福祉介護課へお越しください。

※写真サイズは証明写真又はL版を目安としています。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（地域支援担当） ☎ 072-947-3822

◎南河内圏域徘徊高齢者SOSネットワーク事業

〔内容〕

一人歩きにより行方不明のおそれのある高齢者が行方不明になった際、申請者の希望により高齢福祉介護課が各協力市町村へ対象となる方(本人)の情報を提供し早期発見につなげるものです。

〔対象となる方〕

羽曳野市内に在住する高齢者で一人歩きにより行方不明となった者(若年性認知症の方を含む) (ただし、家族等から依頼のある者に限る)

〔手続き〕

警察へ「迷い人願い」を提出後、写真を持参のうえ高齢福祉介護課へお越しください。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（地域支援担当） ☎ 072-947-3822



(45) 羽曳野市見守りネットワークシール

〔内容〕

このシールは羽曳野市認知症高齢者見守りネットワークに事前登録された方に配布しています。

一人歩きにより行方不明のおそれのある高齢者を保護した方がこのQRコードを携帯電話で読み込むと、羽曳野市高齢福祉介護課の連絡先が表示され、高齢福祉介護課に連絡していただくことにより、一人歩きにより行方不明となった高齢者の早期発見につなげる仕組みとなっています。

〔対象となる方〕

羽曳野市認知症高齢者見守りネットワーク事前登録者

〔配付数〕

おひとりにつき1シート(シール10枚)

＊羽曳野市認知症高齢者見守りネットワーク事前登録の手続き完了後に送付します。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課(地域支援担当) ☎ 072-947-3822



QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

(46) 羽曳野市みまもりあいステッカー利用支援事業

〔内容〕

みまもりあいステッカーの初期費用を補助します。

○みまもりあいステッカーとは

認知症等による一人歩きで行方不明になった際に、身元判明・早期保護・事故防止の一助となるステッカーです。利用者は衣服や靴、バッグ、杖などにステッカーを貼りつけておくだけです。

利用者が行方不明になった場合に発見者がステッカーに記載しているフリーダイヤルに電話をすると転送システムにより個人情報を保護した状態で、あらかじめ登録した支援者に直接電話連絡が繋がります。

また、ステッカーはスマートフォン等のアプリと連動ができ、「みまもりあいアプリ」をダウンロードしている地域の協力者へ一人歩き高齢者等の情報を発信し、搜索を依頼することもできます。

【みまもりあいステッカー見本】

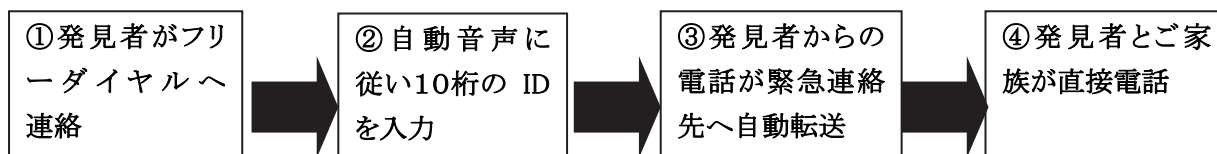


みまもりあいステッカーは48枚配布します。

サテン式シールなので、持ち物に貼り付けたり、水洗いする衣服に縫い付ける事が出来ます。

アプリをダウンロードしていなくても、ステッカーだけでも利用することが出来ます。

【緊急連絡転送システムの仕組み】



緊急連絡先は2カ所まで登録可能です。※1つ目の連絡先が不在の場合は2つ目の連絡先に自動転送されます。フリーダイヤルから転送される為、緊急連絡先と発見者、お互いに電話番号を知られない状態で通話可能です。

○みまもりあいアプリについて

一人歩き高齢者等が行方不明になった場合、アプリをダウンロードしている地域の協力者へ、高齢者の特徴等情報を発信し、搜索の協力依頼をすることができます。

※アプリの利用は任意です。



〔対象となる方〕

羽曳野市内に在住する65歳以上の高齢者であって、一人歩きにより行方不明となるおそれのある方

〔利用料〕

初期費用 2,200円(税込) → 羽曳野市が負担 ※1回目のみ(ステッカー48枚含む)

登録料 3,960円(税込) → 利用者負担

〔申請方法〕

羽曳野市高齢福祉介護課窓口へお越しください。

※緊急連絡先として登録される方の氏名、住所、電話番号が必要です。緊急連絡先に登録される方には、事前に同意を得ておいてください。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課(地域支援担当) ☎ 072-947-3822

(47) 認知症サポーター養成事業

〔内容〕

地域で認知症高齢者とその家族を支えるため、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

認知症サポーターとは、何か特別なことをするのではなく、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。学んだ知識を家族や友人等に伝えることや、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。

認知症サポーターは、「認知症の人を応援します」という意志を示す目印となるオレンジリングをつけています。

〔認知症サポーターになるには〕

「キャラバン・メイト」(大阪府の研修を受けた講師)による認知症サポーター養成講座を受講していただく必要があります。

地域や各種団体等へ出向いて講座を開催しますので、羽曳野市高齢福祉介護課までお問い合わせください。(おおよそ10名以上でお願いします。)

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課 (地域支援担当)

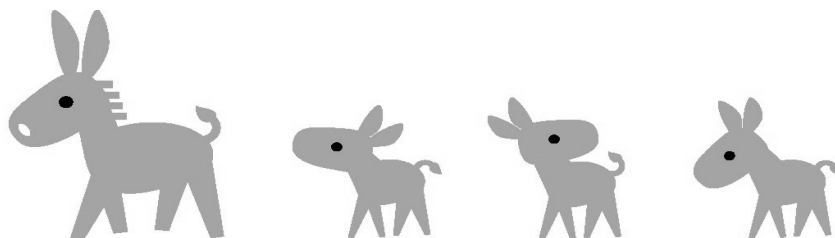
☎ 072-947-3822

☆認知症サポーターキャラバン・メイトのマスコットキャラクター☆

☆ロバ親子のキャラバン隊☆

※ ロバ隊長は、認知症サポーターの『キャラバン』(隊商)の隊長として、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」への道のりの先頭を歩いていきます。

ロバのように急がず、しかし一步一步着実にキャラバンも進んでいきます。



(48) 羽曳野市チームオレンジ事業

〔内容〕

チームオレンジとは、コーディネーター（認知症地域支援推進員等）が認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーターの方々などでチームを立ち上げ、そのチームと認知症の当事者やその家族の支援ニーズとを具体的な支援につなげる仕組みのことを言います。

〔主な活動内容〕

- (1) 認知症の当事者及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場の企画・運営
- (2) 認知症の当事者及びその家族の思いを傾聴し、メンバーの主体性を重視したサポートの実施（見守り活動、話し相手、同伴活動等）
- (3) 認知症の当事者及びその家族からの相談に応じた、地域包括支援センター等の専門機関へのつなぎ
- (4) 認知症の病態や対応方法等に関する学習
- (5) 市や地域包括支援センターが実施する、認知症に関するイベント等への参加
- (6) メンバー間や関係者間での定期的な情報交換や活動報告
- (7) その他本事業に関連する活動

〔チームオレンジのメンバー〕

チームオレンジの主なメンバーは、認知症サポーターを対象に羽曳野市が開催する「認知症サポーターステップアップ講座」を受講し、チームオレンジの活動に協力の同意をした「オレンジサポーター」と認知症地域支援推進員等である「コーディネーター」が中心です。

「コーディネーター」がチームオレンジの立ち上げ、運営の支援、支援希望者とオレンジサポーターのマッチングを行います。

そのほかにも、認知症の人やその家族、地域住民や職域の認知症サポーターの方々がメンバーとなって活動していくことが、地域の見守り体制の強化や共生社会の実現につながります。

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（地域支援担当） ☎ 072-947-3822

(49) 認知症初期集中支援チーム

〔内容〕

認知症初期集中支援チームは、認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに訪問して、認知症についての困りごとや心配ごとなどの相談に対応する、認知症の専門家たちによって構成されたチームです。

〔対象となる方〕

40歳以上の自宅で生活している認知症の人や認知症が疑われる人で下記の人が対象となります。

- (1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない人又は中断している人
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、十分なサービスを受けられない人

〔認知症初期集中支援チームメンバー〕

丹比荘病院

きのうクリニック

ぶどうの家診療所

羽曳野市役所

羽曳野市西圏地域包括支援センター

羽曳野市中圏地域包括支援センター

羽曳野市東圏地域包括支援センター

〔問い合わせ〕

高齢福祉介護課（地域支援担当） ☎ 072-947-3822

羽曳野市西圏地域包括支援センター ☎ 072-953-1003

羽曳野市中圏地域包括支援センター ☎ 072-959-2006

羽曳野市東圏地域包括支援センター ☎ 072-958-1188

(50) 認知症知っとこ～座

〔内容〕

在宅で高齢者を介護している家族の方、介護について学びたい方、地域の方等を対象とした家族介護者教室を市内のグループホーム等で開催しています。

認知症や、認知症介護についての理解を深め、日頃の疑問点や対応方法について専門的に学んでいただくことで、少しでも介護負担を軽減することができるように取り組んでいます。

また、介護者同士はもとより地域の方や介護について学びたい方が交流できるような内容を工夫しています。

〔対象となる方〕

在宅で高齢者を介護している家族の方、介護について学びたい方、地域の方等

〔手続き〕

○開催場所・時間等詳細については「広報はびきの」に掲載しますのでご確認ください。（不定期開催）

○P.50に掲載しているグループホームに直接お申し込みください。

(51) 認知症地域支援推進員（オレンジシップはびきの）

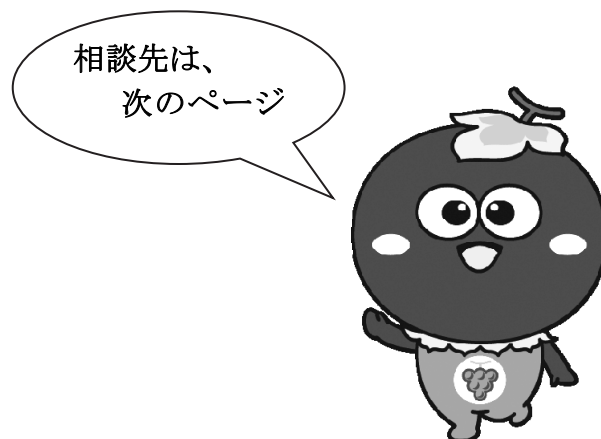
〔認知症地域支援推進員とは〕

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、連携した医療・介護のネットワークを形成することが重要です。

このため、市町村ごとに、認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

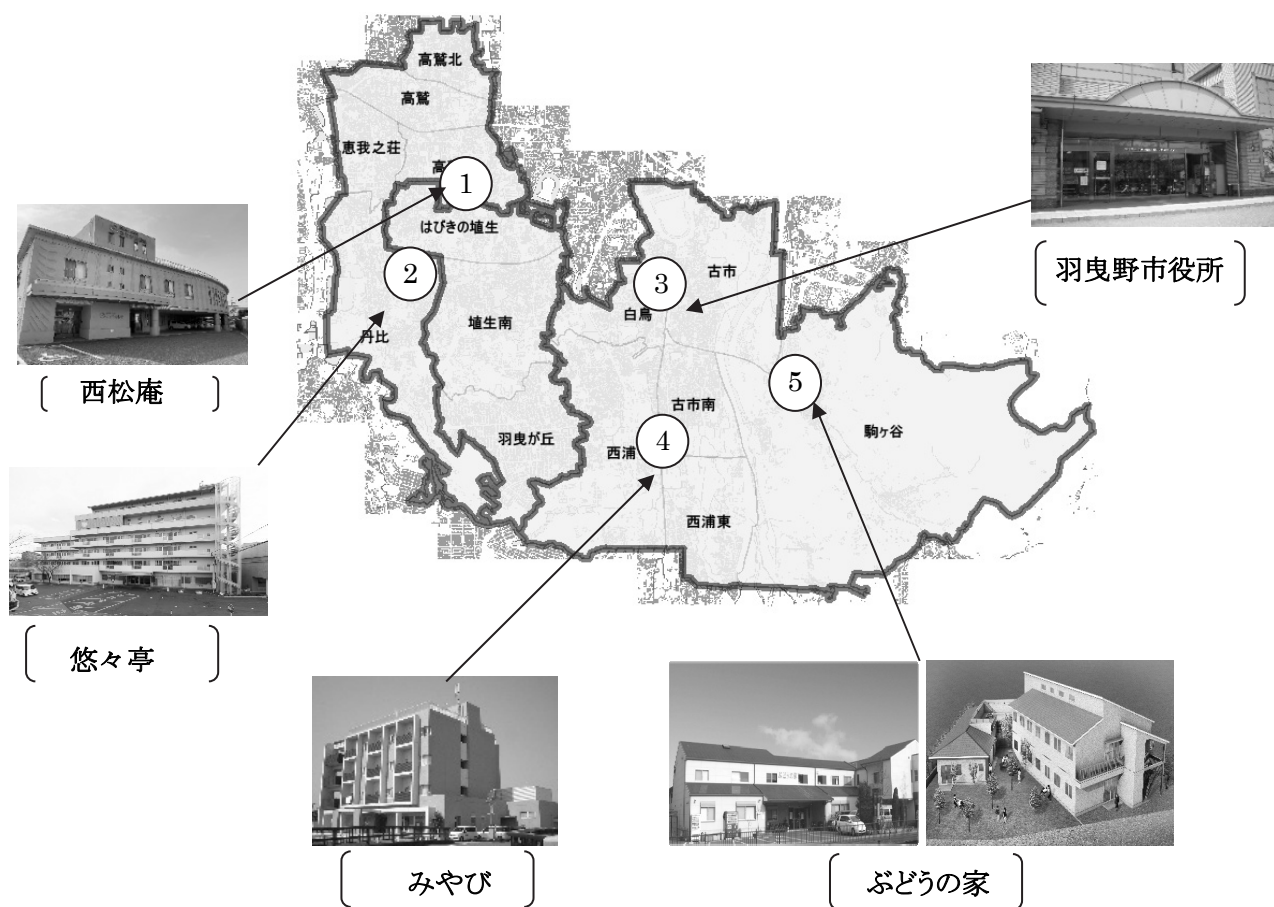
〔推進員の活動〕

- ・認知症に関する相談対応、見守り訪問等
- ・認知症ケアパス、オレンジ新聞の作成
- ・認知症の普及啓発（認知症の日イベントやまちの保健室など）
- ・認知症カフェの支援（開設及び運営）
- ・認知症初期集中支援チームや関係機関との連携等による、認知症の人や家族に必要なサービス提供の調整等
- ・チームオレンジのマッチングやチーム運営などのコーディネート



13. 認知症高齢者支援のネットワーク

【認知症地域支援推進員（オレンジシップはびきの）配置施設】

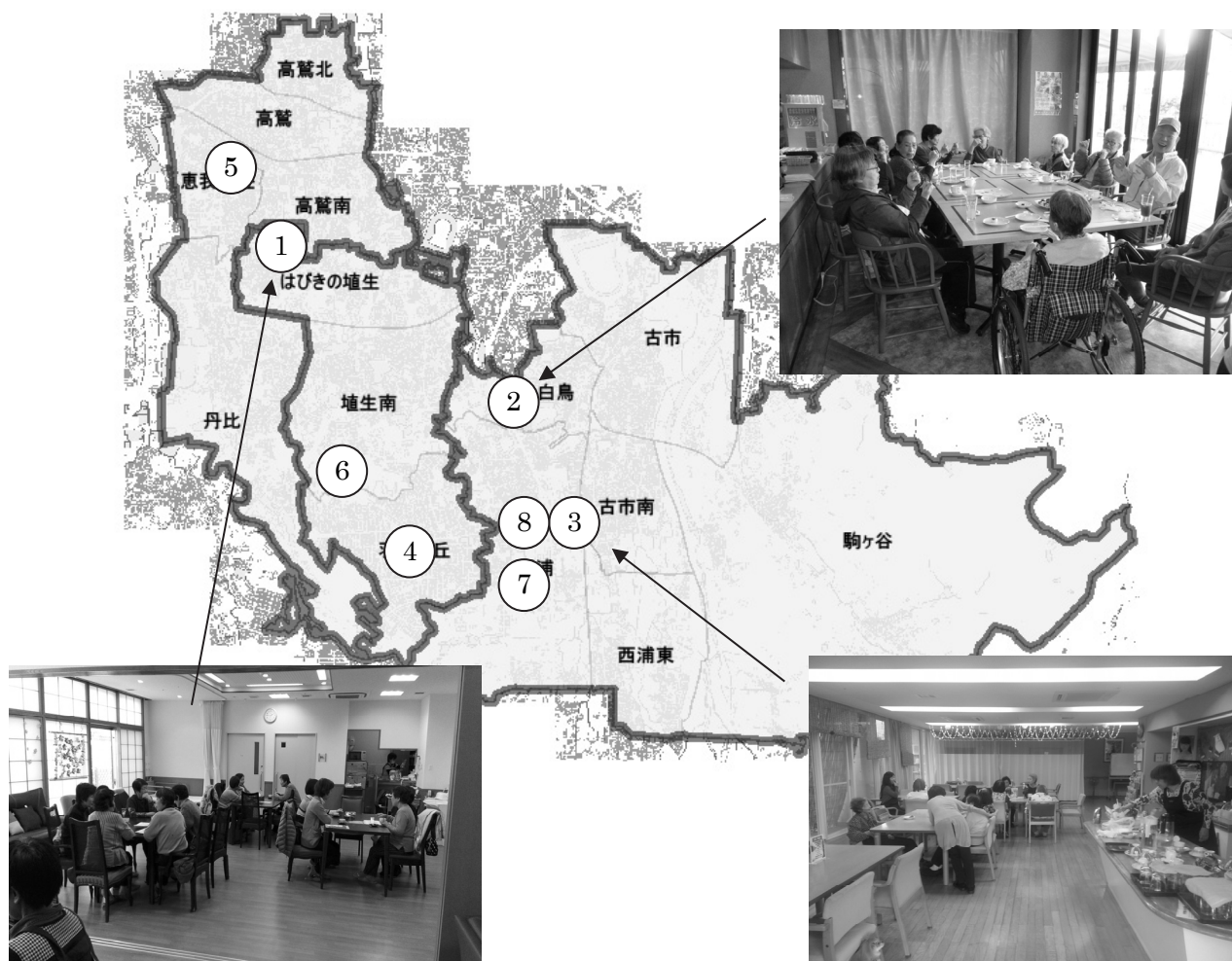


	名称	住所	電話番号
①	医療法人健泉会 西松庵	高鷲7-82	072-953-1511
②	医療法人はあとふる 介護老人保健施設 悠々亭	檜山100-1	072-953-1002
③	羽曳野市役所 (高齢福祉介護課)	誉田4-1-1	072-947-3822
④	社会福祉法人 ふくふく会 みやび	西浦2-1844-1	072-950-0382
⑤	ぶどうの家	駒ヶ谷404	072-950-0157

(52) オレンジカフェ（認知症カフェ）

〔内容〕

認知症の本人とそのご家族、地域住民の方等どなたでも集える場として「オレンジカフェ(認知症カフェ)」が全国的に広がっています。羽曳野市では、市内8箇所で開催しています。また、場所によって取り組みは様々です。オレンジカフェには、専門職が常駐していますので、認知症や介護についてお気軽にご相談ください。



13. 認知症高齢者支援のネットワーク

名称	場所	日時	連絡先・電話
①あそかカフェ	伊賀 1-4-1	第3日曜日 13時～15時	西松庵 072-953-1511 072-959-5503(当日)
②オレンジカフェ 峯屋	軽里 1-1-1 (LICはびきの1階)	第2・第4木曜日 9時30分～11時	ぶどうの家 072-950-0157
③おれんじかふえ みやび	西浦 2-1844-1	第4日曜日 14時～16時	グループホームみやび 072-950-0382
④オレンジカフェ となり	羽曳が丘 3-5-38 (カフェ FIKA ミ丁目に お声かけ下さい)	第3火曜日 13時30分～15時	山勝ライブラリ 072-974-0761
⑤オレンジカフェ 未来地図	南恵我之荘 5-1-4	第1水曜日 10時～12時・ 13時～15時	未来地図 072-959-3984
⑥和気愛あいカフェ	学園前 6-1-1 (埴生苑1階)	第3土曜日 14時～16時 (変更の場合あり)	四天王寺大学地域連 携・研究推進センター 072-956-3181(代)
⑦オレンジカフェ ハピバール	西浦 1112-2	第1月曜日 13時30分～15時 30分	ハピバール 072-958-3232
⑧プラザカフェ	西浦 3-5-10 (羽曳野西浦クリ ニックビル1階)	第4木曜日 15時～16時	プラザ薬局 072-957-5757

14. 介護サービスや高齢者向けの住まいについて

介護保険で利用できるサービスや高齢者向けの住まいについて簡単にまとめています。介護保険サービスについての詳しい説明は p.44 に記載している「介護保険」パンフレットをご確認ください。

◇在宅で利用できるサービス（自宅などで生活しながら利用するサービス）

訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯・掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。
訪問リハビリテーション	医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
訪問看護	医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携をとって、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と通報による「随時の対応」を24時間対応でサービスを提供します。

◇施設に行って利用できるサービス

通所介護	施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

◇通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用できるサービス

小規模多機能型居宅介護	施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。介護と医療それぞれのサービスが必要な方が対象となります。

14. 介護サービスや高齢者向けの住まいについて

◇施設サービス等を利用したい

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護を提供します。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

◇認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

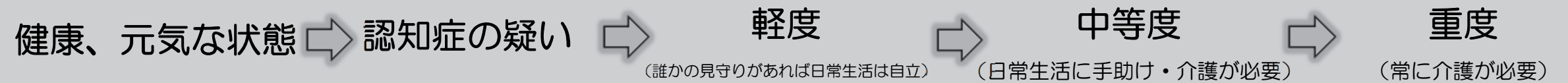
認知症対応型通所介護	認知症の人が、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。

◇高齢者向けの住まいを探したい

有料老人ホーム	有料老人ホームには、「介護付き」「住宅型」「健康型」の3つのタイプがあります。介護付き有料老人ホームでは、高齢者が快適な日常生活を送るため、食事介助や入浴・排泄介助などのサービスを提供します。また、洗濯や掃除といった家事、健康管理などのサービスも提供されています。
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅(略称:サ高住)とは、安否確認や生活相談などのサービスを提供するバリアフリー構造の賃貸住宅の事をいいます。介護が必要になった場合でも、介護サービスを受けながら入居が続けられます。
軽費老人ホーム	軽費老人ホームは、家庭での生活が困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設です。「軽費老人ホームA型(食事付き)」と「軽費老人ホームB型(自炊型)」、「ケアハウス」の3つを合わせたものを総称して「軽費老人ホーム」と呼んでいます。



羽曳野市認知症ケアパス一覧表



本人の様子	規則正しい生活習慣や適度な運動習慣を身につけましょう。	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している。	服薬管理ができない、同じことを何度も聞く、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい。	着替えや食事、トイレ等がうまくできない、自宅がわからない、また日にちや時間がわからなくなる。	家族のことがわからなくなる。ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難、言葉でのコミュニケーションが難しくなる。
介護者の気持ち	認知症について正しい知識や理解を深めておきましょう		イライラを感じる出来事が増えて、どのように対応すればよいか戸惑います。	長期の介護などから疲労が蓄積します。	
対応のポイント	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しい知識を得ましょう。	気になる症状があれば、かかりつけ医や専門医を受診してください。担当圏域の地域包括支援センターに相談してみましょう。	説得ではなく、本人の気持ちを受け止めるようにしましょう。大切なことは、ゆっくりと短い言葉で伝えましょう。	なじみの場所で過ごすなど落ち着ける環境を整えましょう。昔の思い出話など、安心できる話題に触れてみることも有効です。	手を握ったり、表情やしぐさでコミュニケーションをとりましょう。

〈現在の状態を書き込んでください〉

本人の様子					
介護者の気持ち					

健康、元気な状態 ⇨ 認知症の疑い ⇨ 軽度 ⇨ 中等度 ⇨ 重度					
(誰かの見守りがあれば日常生活は自立) (日常生活に手助け・介護が必要) (常に介護が必要)					
介護予防・悪化予防	認知症初期集中支援チーム【56】 いきいき百歳体操【12】 きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業【13】 生きがいサロン介護予防事業【17】 老人クラブ【28】 小地域ネットワーク いきいきサロン【33】 街かどデイハウス【41】 高齢者補聴器購入費助成事業【20】 短期集中予防サービス【21】	認知症初期集中支援チーム【56】 生きがいサロン介護予防事業【17】 街かどデイハウス【41】	認知症初期集中支援チーム【56】		
	認知症地域支援推進員【57】 オレンジカフェ（認知症カフェ）【59】 小地域ネットワーク いきいきサロン【33】 高齢者見守りサポート事業【34】 喫茶・サロン【42】 シルバー人材センター【28】	認知症地域支援推進員【57】 オレンジカフェ（認知症カフェ）【59】			
見守り 生活支援 権利擁護	避難行動要支援者支援制度【4】 救急医療情報キット【5】 認知症サポーター養成事業【54】 緊急通報システム【6】 小地域ネットワーク いきいきサロン【33】 高齢者見守りサポート事業【34】 家事援助サービス【40】	避難行動要支援者支援制度【4】 救急医療情報キット【5】 認知症サポーター養成事業【54】 緊急通報システム【6】 成年後見制度利用支援制度【32】 日常生活自立支援事業【35】 家事援助サービス【40】	避難行動要支援者支援制度【4】 救急医療情報キット【5】 認知症高齢者見守りネットワーク事業【51】 羽曳野市見守りネットワークシール【52】 認知症サポーター養成事業【54】 緊急通報システム【6】 成年後見制度利用支援制度【32】 家事援助サービス【40】	避難行動要支援者支援制度【4】 救急医療情報キット【5】 認知症高齢者見守りネットワーク事業【51】 羽曳野市見守りネットワークシール【52】 認知症サポーター養成事業【55】 緊急通報システム【6】 在宅高齢者移送サービス事業【7】 福祉理美容助成事業【8】	在宅高齢者おむつ給付事業【10】 成年後見制度利用支援制度【32】 家事援助サービス【40】
	地域包括支援センター【1】 在宅介護支援センター【49】 若年性認知症コールセンター【50】 認知症初期集中支援チーム【56】 認知症地域支援推進員【57】 オレンジカフェ（認知症カフェ）【59】 認知症知っとこ～座【56】 羽曳野市介護者家族の会【36】 自立支援短期宿泊事業【9】	地域包括支援センター【1】 在宅介護支援センター【49】 若年性認知症コールセンター【50】 認知症初期集中支援チーム【56】 認知症地域支援推進員【57】 オレンジカフェ（認知症カフェ）【59】 認知症知っとこ～座【56】 羽曳野市介護者家族の会【36】	地域包括支援センター【1】 在宅介護支援センター【49】 若年性認知症コールセンター【50】 認知症高齢者見守りネットワーク事業【51】 羽曳野市見守りネットワークシール【52】 認知症初期集中支援チーム【56】 認知症地域支援推進員【57】 オレンジカフェ（認知症カフェ）【59】 認知症知っとこ～座【56】 羽曳野市介護者家族の会【36】	地域包括支援センター【1】 在宅介護支援センター【49】 若年性認知症コールセンター【50】 認知症高齢者見守りネットワーク事業【51】 羽曳野市見守りネットワークシール【52】 認知症初期集中支援チーム【56】 認知症地域支援推進員【57】 オレンジカフェ（認知症カフェ）【59】 認知症知っとこ～座【56】 在宅高齢者おむつ給付事業【10】 羽曳野市介護者家族の会【36】	地域包括支援センター【1】 在宅介護支援センター【49】 若年性認知症コールセンター【50】 認知症高齢者見守りネットワーク事業【51】 羽曳野市見守りネットワークシール【52】 認知症地域支援推進員【57】 オレンジカフェ（認知症カフェ）【59】 認知症知っとこ～座【56】 在宅高齢者おむつ給付事業【10】 羽曳野市介護者家族の会【36】
介護保険・総合事業	・高齢福祉介護課 ・東圏域地域包括支援センター ・西圏域地域包括支援センター ・中圏域地域包括支援センター	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス）		介護保険各種サービス	
		地域密着型サービス			
住まい・施設 グループホーム等	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、		看護小規模多機能型居宅介護		
	軽費老人ホーム		特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム		

※ガイドブックの掲載ページを【 】に記載しています。

